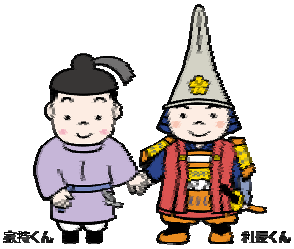

（中間報告）

高岡市男女平等推進プラン

――認めあい 支えあい 共に輝く ひと と まち――

を目指して

後期事業計画

Next アクション 100

2012（平成 24）年度～2016（平成 28）年度

2011（平成 23）年 12 月

高岡市男女平等推進市民委員会

高岡市男女平等・共同参画都市宣言

わたしたちは
いつでも　どこでも　だれでもが
互いに認めあい　支えあい
思いやり　あふれる　高岡を

一人ひとりが個性をいかし
共につくり　喜びも責任も分かちあう
ひと　まち　輝く　高岡を
みんなの力で築きます

ここに「男女平等・共同参画都市」を宣言します

1　わたしたちは、互いに人権を尊重し、心豊かにいきいきと生活できるまちをめざします。

1　わたしたちは、社会のあらゆる分野へ対等に参画し、活躍できるまちをめざします。

1　わたしたちは、共に助けあい、家庭生活や仕事、地域活動等が両立できるまちをめざします。

平成 20 年9月２５日

高　岡　市

目　次

第１章：後期事業計画の概要

1　後期事業計画策定の趣旨・・・1
2　後期事業計画の基本的な考え方・・1
3　男女平等・共同参画をめぐる国内外の動向・・2
4　男女平等推進センター相談室から見える市民ニーズ・・7
5　目標とする指標の推進状況（前期事業計画）・・7
6　前期期間における主な取り組み及び課題・・・9
7　後期事業計画策定の視点・・18
8　後期期間における重点事業・・20

第２章：後期事業計画の内容

1　男女平等推進プランの体系・・・22
2　後期事業の内容・・23
3　成果指標・・46
4　参考指標・・52

参考資料

第１章　後期事業計画の概要

１　後期事業計画策定の趣旨

高岡市では、男女平等・共同参画社会の実現に向け、2008（平成 20）年１月に「高岡市男女平等推進プラン（計画期間：2007（平成 19）年度～2016（平成 28）年度）」を策定し、施策の推進に取り組んでいます。

高岡市男女平等推進プランでは、事業計画について、2007（平成 19）年度から 2011（平成 23）年度までの５年間を前期計画期間とし、前期計画終了時（2011（平成 23）年度）において、その成果、課題等も踏まえ、次の５年間（2012（平成 24）年度から 2016（平成 28）年度）を後期計画期間と位置付け、新たな事業計画を策定することとしています。

今日的な社会経済情勢の変化や国の男女共同参画計画（第３次）、富山県民男女共同参画計画（第２次）、国・県が実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」結果や男女平等推進センター相談室における相談状況などから得られる市民ニーズに対応し、高岡市総合計画・実施計画とも整合性を図りながら、重点的に取り組むべき事業を明らかにするため、後期事業計画を策定するものです。

２　後期事業計画の基本的な考え方

本市のプランでは、キャッチフレーズ「認めあい　支えあい　共に輝く　ひと　と　まち」を目指して、５つの基本目標、11 の重点課題、25 の施策の方向から取り組むこととしています。

プランの計画期間は、2007（平成 19）年度～2016（平成 28）年度としていることから、基本目標、重点課題及び施策の方向については継承し、事業計画について見直しを行いました。

表題の「Ｎｅｘｔアクション」という表現については、事業計画の見直しという節目にあたって、高岡市の男女平等・共同参画についてのより積極的な姿勢をアピールしたいという考えによるものです。

「Ｎｅｘｔアクション」の後に続く「100」は、後期計画に掲げる事業の数を表しています。

前期計画では、85 の事業を掲げていましたが、後期計画では、これを整理・集約し、新たに取り組むべきものを盛り込み、100 の事業を掲げました。

また、2016（平成 28）年度までに達成を目指す成果指標を新たに設定するとともに（成果指標数：30）、目標数値は掲げませんが、推進状況を把握するための参考指標を設定しました（参考指標数：35）。

３　男女平等・共同参画をめぐる国内外の動向

(1)　国際的な動き

我が国の男女平等・共同参画は、国連の女性の地位向上に関する運動と連動して進んできました。2007（平成 19）年度以降の国連の主な動きは次のとおりです。

2008（平成 20）年 2 月に、国連事務総長が女性や女児に対するあらゆる形態の暴力撤廃に向けたキャンペーン（2009（平成 21）年～2015（平成 27）年）を立ち上げました。

2009（平成 21）年 8 月、女子差別撤廃条約に基づき、我が国の男女平等に向けた取組に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が公表されました。この最終見解で同委員会は、法整備による男女平等・共同参画の取り組みを評価する一方で、日本の家庭や社会に深く根付いた性別による固定的役割分担意識について、「女性の人権の行使や享受を妨げる恐れがあるものとして引き続き懸念する」と指摘し、固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、女性に対する暴力の問題への取り組み、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等の履行を確実なものとするよう勧告しました。

2010（平成 22）年３月には、第 54 回国連婦人の地位向上委員会が「北京＋１５」（北京で開催された第４回世界女性会議 15 周年の記念会合）として開催され、「北京宣言」と「行動行領」の完全実施が必須であること等が確認されました。

その他の動きとして、2009（平成 21）年 11 月に、東アジア地域における女性の地域向上と男女平等・共同参画に関する緊密な連携を目指して、第１回女性に関するＡＳＥＡＮ＋３会合が開催されたことなどがあげられます。

(2)　国内の社会情勢の変化

我が国では、人口減少と少子高齢化の進展が同時に進行しています。このような中、労働力人口や消費者数の減少により経済成長力が低下することが懸念されており、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会の構築が重要な課題となっています。

また、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加など家族形態の変容や、地域社会における人間関係の希薄化が進んでいます。さらに、グローバル化の進展、世界規模での経済危機、失業者や非正規労働者の増加等により、経済的困難に加えて、日常生活の困難や地域社会における孤立など社会生活上の困難を含めた「生活困難」を抱える人が増えています。

これまで、妊娠・出産等により就業の中断が生じやすいこと、相対的に低収入の非正規雇用者が多いこと等から、女性は「生活困難」に陥りやすいと言われてきました。

しかしながら、近年は、男性の非正規雇用が増えてきたこと、一人暮らしの高齢男性が生活上の自立困難や地域で孤立する状況になりやすいこと、家事に不慣れな父子世帯が仕事と家事の両立に悩む等の問題も生じ、男女を問わず「生活困難」に陥るリスクが高まっています。

(3)　国の動き

国連を中心とした国際的な動きや社会経済情勢の変化を受け、我が国でも様々な取組が行われてきました。

男女共同参画基本計画（第１次）策定以降、2005（平成 17）年 12 月に第２次の計画が策定され、男女共同参画社会基本法施行後 10 年間の反省を踏まえて 2010（平成 22）年 12 月に第３次の計画が策定されました。

①　第３次男女共同参画基本計画の概要

第３次男女共同参画基本計画の構成等は、次のとおりです。

ア　構成（★：新設分野）

- ・　第１分野　：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・　第２分野　：男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ★　第３分野　：男性、子どもにとっての男女共同参画
- ・　第４分野　：雇用等の分野における男女の均等な機会の確保
- ・　第５分野　：男女の仕事と生活の調和
- ・　第６分野　：活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- ★　第７分野　：貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- ★　第８分野　：高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- ・　第９分野　：女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・　第 10 分野：生涯を通じた女性の健康支援
- ・　第 11 分野：男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ★　第 12 分野：科学技術・学術分野における男女共同参画
- ・　第 13 分野：メディアにおける男女共同参画の推進
- ★　第 14 分野：地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- ・　第 15 分野：国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

イ　基本計画において改めて強調している視点

- ・　女性の活躍による経済社会の活性化
- ・　男性、子どもにとっての男女共同参画
- ・　様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ・　女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・　地域における身近な男女共同参画の推進

ウ　今後取り組むべき喫緊の課題

- 実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- 雇用・セーフティネットの再構築
- 推進体制の強化

②　国における主な取り組み

ア　女性の参画加速プログラムの策定等

2008（平成 20）年４月に「女性の参画加速プログラム」が策定され、女性の参画拡大の取り組みに向けて「仕事と生活の調和の実現」、「女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実」、「意識の改革」が基本的方向として掲げられました。

また、国の男女共同参画基本計画（第３次）において、第２次の基本計画に引き続き、政策・方針決定過程への女性の参画促進のため、「社会のあらゆる分野において、2020（平成 32）年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30％程度」という目標が明記されています。

イ　雇用の分野における男女平等・共同参画の推進

雇用の分野における男女平等・共同参画を進めるため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が 2006（平成 18）年６月に改正されました。労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大（男性に対する差別も禁止、間接差別の禁止等）、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化などが盛り込まれました。

2007（平成 19）年６月には、パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が改正されました。

ウ　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

2007（平成 19）年６月には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、仕事と生活の調和推進官民トップ会議によって策定されました。人口減少時代における人材確保、多様な人材の活用の観点から、官民一体となった取組を進めることが定められ、内閣府は、2008（平成 20）年を「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、「カエル！ジャパン」をキーワードとした集中キャンペーンや男性の育児休業体験記募集等の事業を展開しました。

また同年、次世代育成支援対策推進法が改正され、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりをさらに進めるため、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が従業員 301 人以上の企業から 101 人以上の企業に拡大され、同計画の公表及び従業員への周知の義務化等が盛り込まれました。

2009（平成 21）年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、短時間勤務制度の義務化をはじめとする育児休業後の働き方の選択肢拡大、父親の育児休業取得促進策等の法整備が行われました。

また、労働基準法も、長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的に、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率引き上げや時間単位年休制度の創設等の改正が行われました。

エ　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

配偶者からの暴力が重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が十分に行われてこなかった状況を改善するため、2001（平成 13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「ＤＶ防止法」という。）」が制定され、翌年に全面施行されました。その後、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策をさらに推進するために同法の見直しが行われ、2004（平成 16）年及び 2007（平成 19）年に改正されました。

2007（平成 19）年の改正では、保護命令の対象を身体的暴力から生命等に対する脅迫まで拡充、接近禁止命令の被害者の親族等への拡充、裁判所が無言電話等の禁止命令も発することができるなど、被害者支援の充実が図られました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村の努力義務とされました。

(4)　富山県の動き

①　「富山県民男女共同参画計画」策定等

富山県では、2001（平成 13）年に「富山県男女共同参画推進条例」を制定し、同年、この条例に基づき、富山県男女共同参画審議会を設置するとともに、「富山県民男女共同参画計画」が策定され、男女平等・共同参画社会の実現を目指した取り組みが推進されています。

2007（平成 19）年には、女性の登用促進や女性のチャレンジ支援を新たな課題として盛り込んだ「富山県民男女共同参画計画（第２次）」が策定されました。

また、富山県民共生センター「サンフォルテ」が男女平等・共同参画社会の実現を目指す拠点となり、幅広い活動が企画・実施されています。

②　「富山県ＤＶ対策基本計画」の策定等

ＤＶ防止法の 2001（平成 13）年制定・翌年の全面施行に伴い、2002（平成 14）年度から、「富山県女性相談センター」に配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、相談体制を整えました。

2004（平成 16）年のＤＶ防止法の改正に伴い、基本計画の策定が明記されたことから、ＤＶの防止、被害者の保護、自立支援が効果的に行われるよう、2006（平成 18）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県ＤＶ対策基本計画）」が策定され、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）を容認しない社会の実現に向けた取り組みが推進されています。

また、2007（平成 19）年のＤＶ防止法の改正を受けて、被害者支援対策を充実させる必要があることから、2009（平成 21）年に計画が改定されました。

さらに、2008（平成 20）年には、富山県女性相談センターを移転改築し、ＤＶ被害者等の安全の確保を第一として、安心して利用できる施設を整備するとともに、相談・保護体制の充実を図っています。

(5)　高岡市の動き

高岡市では、2008（平成 20）年１月に「高岡市男女平等推進プラン」を策定し、男女平等・共同参画社会の実現と推進に取り組んできました。

同年９月、本市が男女平等・共同参画社会づくりの重要性を再確認し、その実現に向けての姿勢を市内外に発信するとともに、気運を一層高めていくために、「男女平等・共同参画都市宣言」を制定しました。

また、男女平等推進センター運営協議会や男女平等推進ネットワーク会議を再編統合し、市民相互のネットワークの強化など、機能の拡充を図るとともに、市民等との連携・協力による普及・啓発事業の実施など、男女平等・共同参画の総合的推進を図ってきました。

4　男女平等推進センター相談室から見える市民ニーズ

男女平等推進センターでは、相談事業を実施しておりますが、年々、相談件数は増加しています。

その中で、多く寄せられる相談は、「生き方」、「夫婦の問題」、「ＤＶ」に関するものです。特に、最近、ＤＶに関する相談が多くなってきています。

◇男女平等推進センター相談の受付状況（主訴別・延件数）

年度	全相談件数 （%）	生き方 （%）	夫婦の問題 （%）	ＤＶ （%）
2006（平成 18）年度	1,590 件 （100.0%）	769 件 （48.4%）	254 件 （16.0%）	373 件 （23.5%）
2007（平成 19）年度	1,877 件 （100.0%）	739 件 （39.4%）	216 件 （11.5%）	794 件 （42.3%）
2008（平成 20）年度	2,531 件 （100.0%）	1,132 件 （44.7%）	450 件 （17.8%）	647 件 （25.6%）
2009（平成 21）年度	3,045 件 （100.0%）	1,229 件 （40.4%）	439 件 （14.4%）	1,000 件 （32.8%）
2010（平成 22）年度	2,888 件 （100.0%）	885 件 （30.6%）	371 件 （12.8%）	1,157 件 （40.1%）

5　目標とする指標の推進状況（前期事業計画）

前期事業計画では、28 の数値目標を設定しています。

28 の数値目標の推進状況を見ますと、策定時の基準の数値より上回っている指標は 21 です。また、目標数値に達成した指標は 10 で、ゆるやかながら推進しています。

その中で、男女平等推進センターの利用人数は目標を達成したことは、センターの存在が市民の皆様をはじめ、市内外に周知された結果と考えられます。

子育て支援施策では、特別保育の実施保育所数や子育て支援センターの年間利用者数について目標数値を達成しています。また、高齢者や障害者への支援については、整備が図られており、順調に推進しているものと考えています。

しかしながら、2011（平成 23）年度中の目標達成がかなり難しい状況にある指標もあります。市の審議会・委員会（以下、「審議会等」という。）への女性登用については、基準数値に比べますとゆるやかながら増えてきています。しかし、2010（平成 22）年度は、2009（平成 21）年度に比べて 0.6 ポイント下回っています。また、子育て支援の施策でも市職員の育児休業取得などについては、なかなか数値が上がらない状況です。

◇目標とする指標の推進状況（前期事業計画）

※ｺﾞｼｯｸ太字表示：策定時の基準より上回っている指標（21）

№	指標名	基準数値	目標数値	H22 年度数値	推進状況
1	**審議会･委員会の女性登用率**	**25.6%**	**30%以上**	**27.2%**	**↑**
2	行政委員会の女性登用率	18.0%	20%以上	18.0%	→
3	**ＮＰＯ法人数**	**23 法人**	**50 法人**	**34 法人**	**↑**
4	**協働事業数**	**79 事業**	**100 事業**	**108 事業**	**↑（達成）**
5	**特別保育の実施保育所数**	**59 箇所**	**64 箇所**	**75 箇所**	**↑（達成）**
6	**子育て支援センターの年間利用者数**	**29,540 組**	**30,000 組**	**35,636 組**	**↑（達成）**
7	心の教室相談員の人数	5 人	27 人	5 人	―
8	**育児に自信が持てなくなることがあると感じる母親の割合**	**33.9%**	**30%未満**	**31.0%**	**↑**
9	**市男性職員の育児休業等取得率**	**12.5%**	**15.0%**	**13.0%**	**↑**
10	市女性職員の育児休業取得率	100%	100%	100%	→（達成）
11	**年間超過勤務時間が 360 時間以上の市職員数**	**67 人**	**0 人**	**63 人**	**↑**
12	市の職員 1 人当たりの年次休暇取得日数	8.0 日	9.6 日	6.7 日	↓
13	**介護サービス拠点の充実**	**0 箇所**	**10 箇所**	**9 箇所**	**↑**
14	居宅介護（ホームヘルプ）サービス等の利用者数	53 人/月	85 人/月	48 人/月	↓
15	**ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑの利用者数**	**42 人/月**	**68 人/月**	**78 人/月**	**↑（達成）**
16	**ボランティアセンター登録団体数・人数**	**176 団体 6,745 人**	**185 団体 7,000 人**	**190 団体 7,203 人**	**↑（達成）**
17	**外国人教育指導講師人数**	**4 人**	**6 人**	**6 人**	**↑（達成）**
18	**市ＨＰの英語等ページへのアクセス件数**	**ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ語版 1,854 件 中国語版 1,465 件 英語版 2,259 件**	**ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ語版 11,000 件 中国語版 10,000 件 英語版 14,000 件**	**ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ語版 4,755 件 中国語版 4,678 件 英語版 7,233 件**	**↑**

№	指標名	基準数値	目標数値	H22 年度数値	推進状況
19	**育児に自信が持てなくなることがあると感じる母親の割合（再掲）**	**33.9%**	**30%未満**	**31.0%**	**↑**
20	自分が健康であると感じている市民の割合	85%	90%	85% （19 年度）	→
21	がんによる死亡率（人口 10 万人当たり）	313.1	300	346.5 （21 年度）	↓
22	**要支援･要介護認定者数の割合**	**18.4%**	**18.8%**	**17.2%**	**↑（達成）**
23	**通所型介護予防教室の参加者数**	**268 人**	**700 人**	**591 人**	**↑**
24	**特定健康診査の実施率**	**46.8%**	**64%**	**47.8%**	**↑**
25	**総合型地域ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ数**	**4 箇所**	**6 箇所**	**5 箇所**	**↑**
26	**スポーツ施設利用者数**	**633,868 人**	**720,000 人**	**697,090 人**	**↑**
27	**男女平等推進センターの利用者数**	**9,863 人**	**10,200 人**	**11,478 人**	**↑（達成）**
28	**まちづくり出前講座の年間利用者数**	**3,055 人**	**3,300 人**	**3,326 人**	**↑（達成）**

６　前期期間における主な取り組み及び課題

(1)　市の施策・方針決定過程への共同参画の促進

①　審議会等における女性登用の促進

本市では、市の施策・方針決定過程への共同参画の促進を図るため、審議会等への女性委員比率を、30%以上にするという目標を掲げ、庁内での啓発に取り組んできました。当該女性委員比率については、2006（平成 18）年度（2007（平成 19）年３月 31 日現在）が 25.6%に対し、2010（平成 22）年度（2011（平成 23）年３月 31 日現在）が 27.2%となっており、わずかながら促進が図られたものの、ここ数年 26～27%台で推移しています（図１）。また、新規に設置される審議会等への女性登用の徹底が図られていない状況にあります。

一方､行政委員会における女性委員比率は､ここ数年間 18.0%に留まっています。

このことから、2011（平成 23）年７月に、「審議会等における委員の選任に関する指針（内容は、以下に記載）」を定めるなど、取り組みを強化しました。引き続き、この取り組みを実施していく必要があります。また、今後、女性の人材に関する情報を発掘・整理し、共有化を図るなど、庁内での相談体制づくりに一層努める必要があります。また、審議会等における女性の参画事例を発信し、市民への意識啓発に努める必要があります。

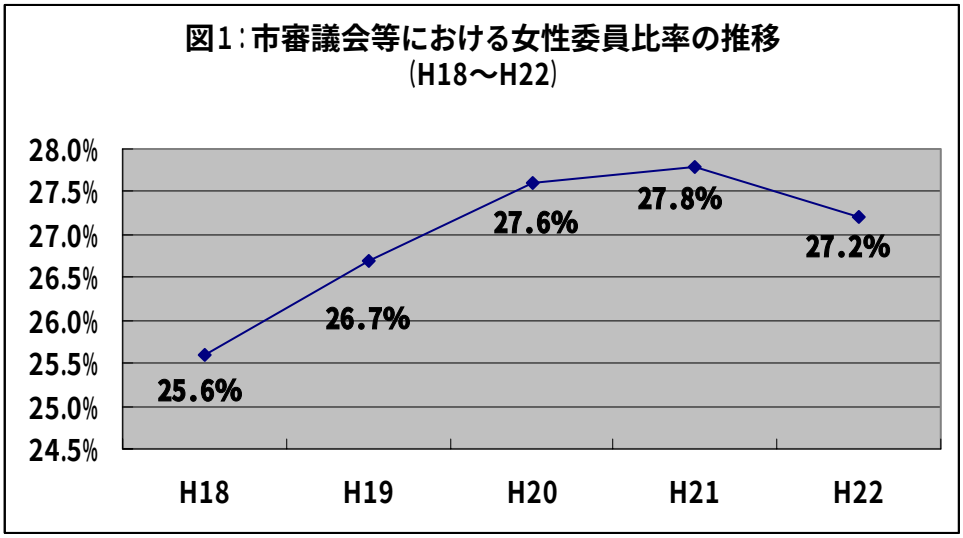

◇「審議会等における委員の選任に関する指針（2011（平成 23）年７月 22 日より適用）」

1	女性委員のいない審議会等は、早期にその解消を図る。
2	条例・規則等に委員の選考基準があり女性の登用が難しい場合は、女性構成員の多い団体の追加や変更など選出区分の見直し、条例・規則等の改正について検討する。
3	学識経験者等から選任される委員については、女性の登用に特別の配慮をする。
4	団体推薦の委員については、団体の長等の役職に限定せず、広い視野からの女性の適任者の推薦について協力を要請する。
5	市民の立場から参加する枠（公募等）を設定し、その枠に女性を充てるよう努める。
6	官公庁職員等が委員となっている場合について、その数が最小となるように見直し、その枠を女性になるように努める。
7	新たに設置する審議会等については、女性委員の割合が目標値以上になるように努める。
8	男女平等・共同参画課は、女性の人材に関する情報の収集・提供に努める。

② 地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進

本市では、地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進を図るため、市内各種団体主催事業への講師協力や情報誌の配布などを通じ、地域活動組織等における女性参画や女性リーダーの必要性について、理解と周知を図ってきました。

本市の地域活動組織等における女性登用の現状を見ると、2011（平成 23）年４月１日現在、地区の連合自治会長は全て男性であり、単位自治会長についても女性は、1.0%に留まっています。このことから、これまでに引き続き、様々な機会を通じて、地域活動組織等における女性参画や女性リーダーの必要性について、理解と周知を図っていく必要があります。

2010（平成 22）年度には、高岡市男女平等推進センターネットワーク会議を母体

とする粋メンプロジェクトチームにより、牧野地区において「粋（いき）メン：家事や育児はもとより、介護や地域活動等にも積極的に関わる男性」の養成と広がりを目指し、地域の団体と連携・協力し、「粋メン養成講座」を開催しました。

このように自治会など地域活動組織等と連携・協力しながら、男女平等・共同参画をテーマに事業を企画実施していくことは、地域活動組織等における方針決定過程への共同参画を促進するために大切です。

また、地域における女性の参画事例を発信し、市民への意識啓発に努める必要があります。

◇（参考）：男女平等推進センターだより「ありーてめいと」第 31 号の巻頭言より一部抜粋

（大坂昭輔さん〔男女平等推進ｾﾝﾀｰﾈｯﾄﾜｰｸ会議副代表・牧野校下連合自治会長〕寄稿）

「豊かな地域づくりを推進していくにあたり、『自治会』の役割は大変重要ですが、『自治会』の要職に、女性がほとんど選出されていない現実があります。男女が性別にかかわりなく、地域づくりに取り組むことが大切です。地域づくりをより充実させるためにも、男女が共同･協力していくなかから、住みよい共生社会が築かれるものと存じます。」

(2)　市民の参画への支援

①　団体活動育成・支援

本市では、市民のまちづくりへの参画を支援するため、男女平等・共同参画を推進する団体の活動育成や支援に取り組んできました。

男女平等推進センターの利用者数については、2006（平成 18）年度が 9,863 人に対し、2010（平成 22）年度では 11,478 人となっており（図２）、市民の参画への支援の成果の一つと考えられます。

男女平等推進センター登録団体数については、50 団体前後で推移してきており、あまり変化はありませんが、団体の中には同センター相談室等と連携を図りながら、自主的に事業を企画・運営するなど、活動の幅を広げている団体も見られるようになりました。

今後も、引き続き、団体の活動育成や支援に取り組んでいく必要があります。

②　市民活動参加・協働意識の啓発

本市では、市民活動に関する相談や情報提供及び活動団体等の自立・連携や協働意識の啓発を図る講座や交流会を実施しています。2010（平成 22）年度には、「高岡いいまち！協働のまち！活動紹介フェスティバル」を新たに開催し、多くの市民に参加いただき、市民活動や協働について関心を持っていただくことができました。

今後も、同フェスティバルを開催するとともに、「市民協働プラットホーム」の一環として実施している広報紙「たかおか市民と市政」への「協働かわらばん」の連載などにより、市民に対して継続的に協働に関する情報を発信し、協働意識の醸成を図っていく必要があります。

③　ＮＰＯ法人設立支援

本市では、ＮＰＯ法人設立に関する情報提供などの支援にも取り組んできており、本市におけるＮＰＯ法人数は、2006（平成 18）年度が 23 法人に対し、2010（平成 22）年度は 34 法人となっています（図３）。引き続き、ＮＰＯ法人設立に関する情報提供などの支援に取り組んでいく必要があります。

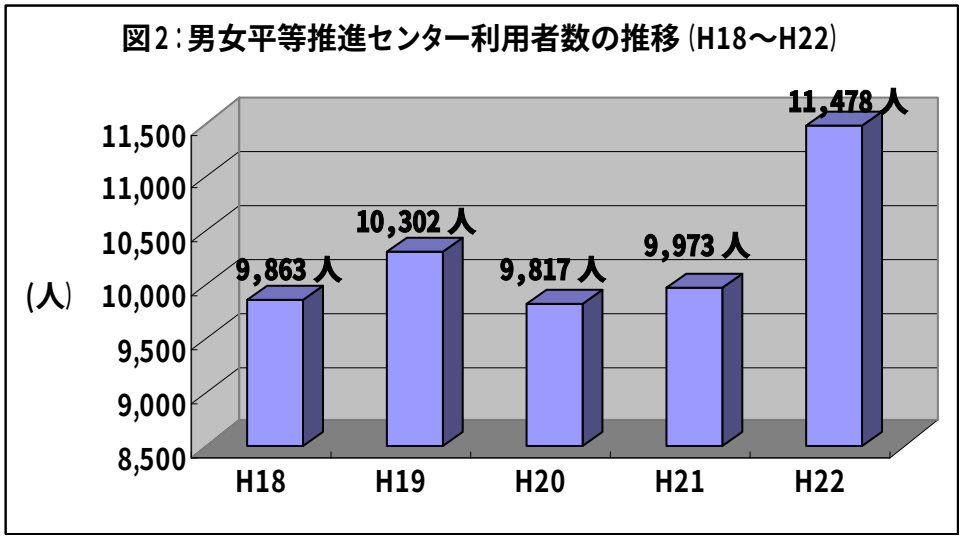

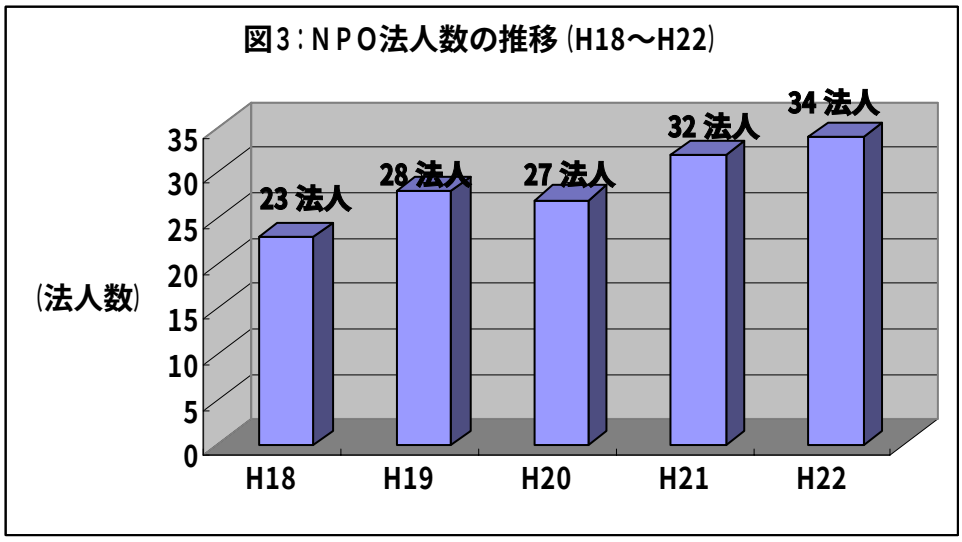

(3)　参画とまちづくりとの有機的な連携の促進

①　市と市民との協働事業の実施

本市では、地域活動の場における参画とまちづくりとの有機的な連携を促進するため、市民・事業者等と、防災・災害復興・観光・環境保全等の様々な分野で協働し、まちづくりを進めてきました。

さて、近年の地震や台風などの災害により、多くの命や財産が奪われました。そんな中、特に、防災・災害復興などの分野において、地域との有機的な連携や

女性の参画に大きな期待が寄せられているところです。

これまで、男女平等推進プラン情報誌「ありーて」で、「防災のすすめ～女性の視点から～」をテーマに特集記事を組むなど、男女平等・共同参画の視点をふまえた防災対応や市民参画について啓発してきたところです。

今後とも、防災・災害復興を含め、様々な分野で市と市民とが協働し、まちづくりを進めていく必要があります。

協働事業の数については、2007（平成 19）年度が 79 事業に対し、2011（平成 23）年度に 109 事業となっており、進展しています（図４）。

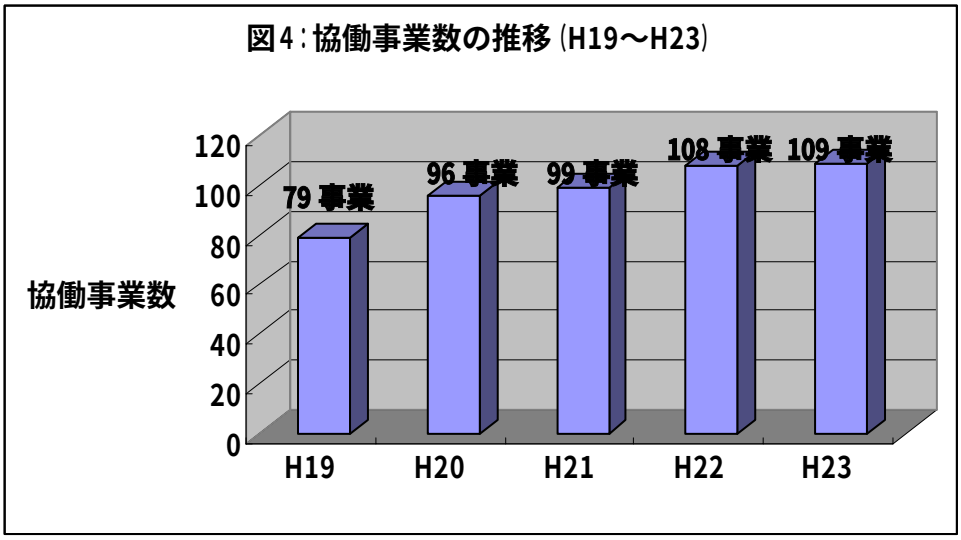

②　たかおか市民活動情報ポータルサイトの運営

本市では、これまで、市民活動団体が、組織の概要や活動情報等をインターネットで発信し、地域社会との連携をより深めていけるよう、たかおか市民活動情報ポータルサイトを運営してきました。

しかし、登録者数が 40 団体前後で推移してきており、伸び悩んでいること、地域社会との連携を深めるまでにはいたっていないことを踏まえ、2011（平成 23）年度において、市民活動団体情報の一元化（新ポータルサイトの開設）を行い、市民活動団体の情報発信や団体同士の交流はもとより、一般の市民がより気軽に閲覧できるサイトを構築し、市民活動を身近に感じていただける体制を整えました。現在（2011（平成 23）年 10 月 3 日現在）、145 団体の登録があります。

今後とも、この新ポータルサイトの活用により、市民活動団体の活動情報発信等、団体間交流支援に努めていく必要があります。

(4)　子育て支援の整備・充実

①　特別保育及び児童の健全育成活動等の実施

本市では、保育園、子育て支援センター等において子育て支援を実施するとともに、地域住民の参加・協力による児童の健全育成活動の実施に努めてきました。

本市における特別保育の実施状況を見ると、2006（平成 18）年度が 59 箇所に対して、2010（平成 22）年度が 75 箇所となっており、着実に進展しています（図５）。

また、家庭、学校、関係機関など様々な場面で、育児不安や児童・青少年問題への相談対応を行ってきたところです。

保育サービスについては、さらなる整備・充実が求められており、特に病後児保育（体調不良型を含む。）について、市民ニーズが高い状況にあります。

児童健全育成活動の一つである放課後児童育成クラブについては、時間延長に対するニーズが高い状況にあります。

これらのニーズに適切に対応していく必要があります。

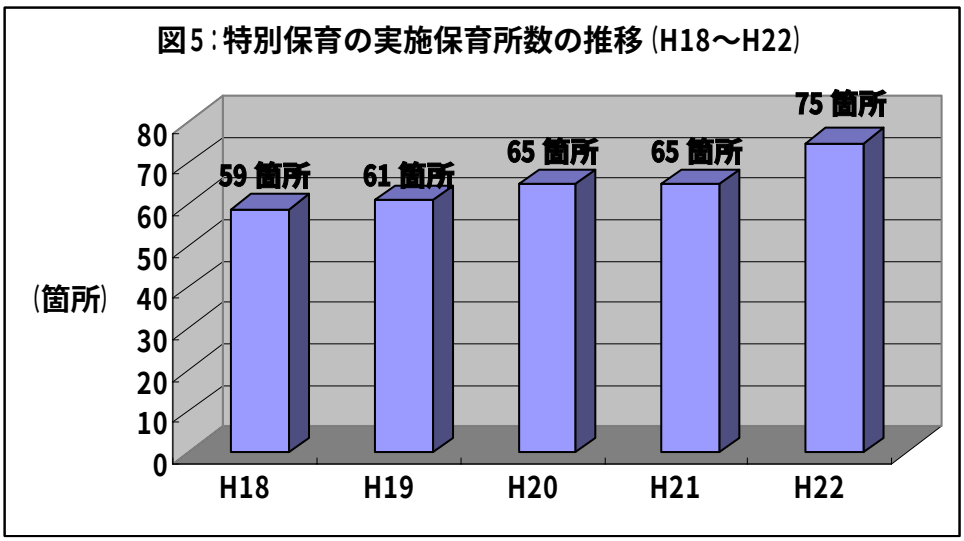

②　市職員の仕事と子育ての両立支援

高岡市役所では、市職員子育て支援プログラムを策定し、市職員の子育てと仕事の両立支援に努めてきました。

しかし、市男性職員の育児休業等取得者が少ないこと、依然として年間超過勤務時間が 360 時間以上の職員が減らないなどの問題があり、今後、市職員子育て支援プログラムを順守するよう、取り組みを強化していく必要があります。

③　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

本市では、男女平等推進センターにおける講座や企画展示の開催などを通じ、啓発を図ってきたところですが、国の方向性などもふまえ、さらに推進していく必要があります。

これまで同様、同センターでの取り組みはもとより、関係機関との連携による講座の開催など、普及・啓発の取り組みを充実していく必要があります。

また、働き方の見直しや男性の育児休業の取得促進など、仕事と生活の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成の促進を図る必要があります。

(5)　高齢者、障害者への介護・自立支援の整備・充実

本市では、高齢者、障害者への介護・自立支援のため、施設サービスや地域密着型サービスなど整備・充実を図るとともに、介護予防事業や生きがい・社会参加支援などに努めてきており、引き続き、実施していく必要があります。

近年、一人暮らしの高齢者の増加や地域での孤立などの課題があることを踏まえ、今後、市民・地域団体・ＮＰＯ法人・ボランティア・事業者等が連携し、見守り支援グループを設置するなど、地域における「新たな支え合い体制」を確立していく必要があります。

(6)　男女の共同意識の促進

本市では、男女の共同意識の促進を図るため、男性の家事や育児に関する講座やイベントを開催してきました。

2010（平成 22）年度に、男女平等推進センターネットワーク会議を母体とする粋メンプロジェクトチームを立ち上げ、地域において出前講座を開催したほか、2011（平成 23）年度には、子育て世代はもとより、中高年以上のプラチナ世代の男性が、「遊び」の場を通して、今後、子育て・孫育てについて抵抗なく関わっていけるよう支援する男女平等ＥＸＰＯ高岡～子育て・孫育て支援イベント～を開催したところです。

今後とも、市民等と連携・協力し、講座やイベントを開催するとともに、男性の子育てや介護等の参画事例の発信など普及・啓発に努めていく必要があります。

(7)　雇用の場における男女平等の視点の促進

本市では、雇用の場における男女平等の視点の促進を図るため、男女平等推進センターにおいて講座や企画展示を開催してきました。

今後とも、さらなる促進を図るため、同センターでの取り組みはもとより、市内の企業や関係機関との連携による講座の開催など、取り組みを広げていく必要があります。

(8)　配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の防止

本市のＤＶ相談件数は、年々増加し、ＤＶ問題が顕在化しています（図６）。

また、最近、若者に対してのＤＶ予防啓発の必要性も高まってきている現状があります。

このことから、本市では、市民と連携・協力し、ＤＶ根絶のための啓発事業を実施するとともに、被害者の相談対応や被害者の緊急時における安全の確保のための情報提供、富山県女性相談センターでの一時保護の調整・対応、保護命令申し立ての申請手続の支援や補助、自立支援のアドバイスなどを行ってきました。

また、被害者の市営住宅入居要件の緩和の実施など自立支援にも努めるとともに、相談員等の研修等、相談機能の充実を図ってきました。

上述のように、ＤＶに関する相談件数が増加傾向にあり、被害が顕在化していること、被害者の保護についての社会的認識も高まってきていることから、市民一人ひとりがＤＶは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、ＤＶを容認しない社会の実現にむけ、関係施策を総合的かつ効果的に展開していく必要があります。

また、2007（平成 19）年度の法改正により基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務になったことも踏まえ、今後、庁内外の関係部署や関係機関や民間支援団体と連携を図りながら、より一層、ＤＶ被害者に対し、切れ目のない支援を行う必要があります。

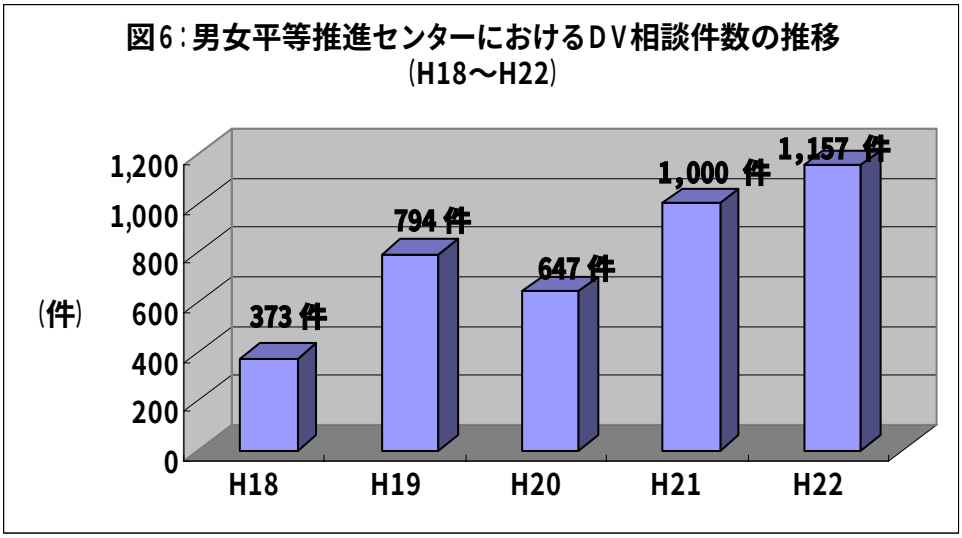

(9)　男女平等・共同参画の理解・促進

本市では、拠点施設である男女平等推進センターを中心に、男女平等・共同参画の理解・促進を図ってきました。

同センターにおいて、魅力ある事業の実施に努めるとともに、登録活動団体に対する施設優先利用・情報提供などに取り組み、施設利用者を拡大してきたところです。

男女平等・共同参画の理解・促進を一層図っていくため、行政の取り組みはもとより、市民・市民団体との連携・協力による普及・啓発の取り組みが必要不可欠です。

このことから、2008（平成 20）年度に、男女平等・共同参画都市宣言文を作成し、富山県男女共同参画推進員高岡連絡会主催のミニ地区懇談会において、都市宣言文を唱和する取り組みも行ってきました。

2010（平成 22）年度には、市内の若手音楽家が、この都市宣言文にメロディをつけ、男女平等ＥＸＰＯ高岡２０１１～ＤＶ根絶チャリティライブ～において披露しました。また、2011（平成 23）年度には、男女平等推進センターセンターのホームページに掲載したところです。

その他、Ｅネット（男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク）との共同企画での講座の開催や市民公募委員による情報誌の編集・発行など、市民等と連携・協力し、男女平等・共同参画の総合的推進を図っているところです。

今日的な社会情勢の変化や市民意識・ニーズ等をふまえ、講座やイベントの開催、情報誌の発行など、的確な情報発信・提供に努めるとともに、事業の実施にあたっては、男女平等・共同参画を推進するグループを含め、市内各界各層の団体等の強み・得意分野も一層活用するなど、取り組みを充実していく必要があります。

(10)　推進体制の充実・強化

本市では、市役所各部署の連携を図り、男女平等・共同参画にかかる施策・事業を一体となって展開していくことを目的とした男女平等推進庁内連絡会議や、市の男女平等・共同参画の推進や諸施策について、有識者や市民等の幅広い意見を反映していくことを目的とした男女平等推進市民委員会を開催しています。

また、男女平等推進センター運営協議会や男女平等推進ネットワーク会議を開催してきましたが、2010（平成 22）年度に、両組織を再編統合し、男女平等推進センターネットワーク会議を設置しました。

同会議により、市民等の参画による普及・啓発事業を実施や市民相互のネットワークの強化など、機能の拡充を図ったところです。

これらの組織を活用し、引き続き、推進体制の充実・強化に努めていく必要があります。

7　後期事業計画策定の視点

「３　男女平等・共同参画をめぐる国内外の動向」、「４　男女平等推進センター相談室から見える市民ニーズ」、「５　目標とする指標の推進状況（前期事業計画）」及び「６　前期期間での主な取組と課題」をふまえ、次の視点で後期事業計画を策定します。

(1)　女性の参画・活躍による社会の活性化≪キーワード：参画≫

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、女性を始めとする多様な人材を活用することは、社会の活性化にとって必要です。また、女性がその能力を十分に発揮して社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大という観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で持続的に新たな価値を創造するために不可欠です。

県内の状況を見ますと、2009（平成 21）年の合計特殊出生率は、全国平均、富山県ともに 1.37 人です。富山県の人口は、1998（平成 10）年にピークを迎え、1999（平成 11）年には出生者数が死亡者を下回って、人口減少になっています。

また、平均寿命が伸び、少子化による人口の増加率の低下により大変高齢化が進行しています。65 歳以上の人口の割合は、富山県が 23.2%で全国での 21.5%を上回っています。

高齢社会では、労働力人口の減少と高齢化により、生産活動や社会の活力の停滞を招くことが懸念されており、女性の労働力に対する期待がますます高まるものと考えられています。

(2)　地域における男女平等・共同参画の推進≪キーワード：地域≫

「地域」（地域コミュニティ）は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場です。地域において推進していくことは、男女平等・共同参画社会の実現にとって重要です。地域においては、高齢化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じてきており、様々な分野において男女が共に担う必要があります。こうした中で行政だけでなく、市民一人ひとりが地域活動に加わって、地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女平等・共同参画が不可欠です。

そのためには、地域における方針決定過程への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画により、男女平等・共同参画の視点を反映させることが必要です。

(3)　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進≪キーワード：両立≫

少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、

社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものです。

仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするともに、家族が安心して暮らし、男女が育児・介護等について責任を果たしていく上で重要なものです。

(4)　男性、子どもにとっての男女平等・共同参画の推進≪キーワード：男性≫

男女平等・共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女平等・共同参画を男性の視点で捉えることが不可欠です。また、長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題などの課題に対応するためにも、男女平等・共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要です。

また、次代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃から男女平等・共同参画の理解を促進することが重要です。近年、ひとり親家庭の子どもや性犯罪の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、安全で安心に暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要です。

(5)　配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の予防啓発・被害者支援≪キーワード：ＤＶ≫

配偶者等からの暴力（ＤＶ）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、男女平等・共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題です。

高岡市では、高岡市男女平等推進条例第 7 条において、「何人も男女人権を損なう行為を行ってはならない（略）」と明記しています。また、これまで、ＤＶ予防啓発講座の開催やＤＶ被害者の相談等の支援を進めてきました。

しかし、配偶者からの暴力に関する相談件数が増加傾向にあり、被害が顕在化していること、被害者の保護についての社会的認識も高まってきていることから、市民一人ひとりがＤＶは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、ＤＶを容認しない社会の実現にむけ、関係施策を総合的かつ効果的に展開していく必要があります。

(6)　市民等との連携・協力による男女平等・共同参画の総合的推進≪キーワード：推進≫

男女平等･共同参画をさらに推進していくためには､行政の取り組みはもとより、市民・市民団体との連携・協力による普及・啓発の取り組みが必要不可欠です。

８　後期期間における重点事業

後期期間では、次の事業に重点的に取り組みます。

（視点については「７　後期事業計画策定の視点（キーワード）」、事業№については、「第２章　２　後期事業の内容」を参照のこと。）

№	後期事業計画（重点事業）	策定の視点（キーワード）						事業№
		参画	地域	両立	男性	DV	推進	
1	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実施及び女性の人材情報の収集・提供	○						1）
2	審議会等における女性の参画事例の発信	○						6）
3	地域活動組織等への女性登用促進に関する意識啓発	○	○					8）
4	地域活動組織等における女性の参画事例の発信	○	○					9）
5	市民活動団体の活動情報発信等、団体間交流支援	○					○	22）
6	保育園、子育て支援センター等における子育て支援の実施・充実			○				24）
7	地域住民の参加・協力による児童の健全育成活動の充実		○	○				25）
8	「たかおかワーク・ライフ・バランス懇談会（仮称）」の設置	○		○	○			30）
9	高岡型地域福祉ネットワークの確立		○	○				37）
10	粋（いき）メンプロジェクト等の推進		○	○	○		○	38）
11	父と子等を対象とした講座等を通じての男女平等・共同参画の理解促進			○	○			40）
12	男女の雇用機会の均等などに関する意識啓発	○		○	○			46）
13	女性の能力開発に関する講座の開催	○		○				55）
14	市役所ＤＶ対策関係課の連携					○		64）
15	関係機関・ＤＶ支援団体との連携					○		65）
16	相談員等の研修等、相談機能の充実					○		66）
17	配偶者暴力相談支援センター機能整備によるＤＶ被害者支援の充実					○		69）
18	高岡市ＤＶ対策基本計画（仮称）の進行管理及び公表					○		70）
19	ＤＶ等の防止に関する啓発事業の実施					○		71）
20	地域での支援者に対するＤＶ防止に関する出前講座の実施					○		72）

№	後期事業計画（重点事業）	策定の視点（キーワード）						事業№
		参画	地域	両立	男性	DV	推進	
21	健康づくり活動への市民参加促進	○	○	○	○	○	○	79）
22	市民等との連携・協力による男女平等推進センター事業の推進	○	○	○	○	○	○	91）
23	男女平等・共同参画をテーマとした出前講座の開催	○	○	○	○	○	○	93）
24	男女平等・共同参画都市宣言の歌の発信・活用	○	○	○	○	○	○	97）
25	男女平等推進センターネットワーク会議の開催	○	○	○	○	○	○	100）

※21～25の事業で、全ての視点に○がついている理由

21は、男女平等推進プラン「基本目標Ⅳ　男女の健康の確保」に位置づけられる事業であり、「健康」は、男女平等・共同参画の「推進」の前提となるものであること。

22～25は、同プラン「基本目標Ⅴ　計画の総合的推進」に位置づけられる事業であること。

第２章：後期事業計画の内容

１　男女平等推進プランの体系

「 認めあい 支えあい 共に輝く ひと と まち 」を目指して、次の**５つの基本目標**を柱とし、**11 の重点課題**を掲げています。そして、その重点課題解決のために **25 の施策の方向**からの取り組みを行います。

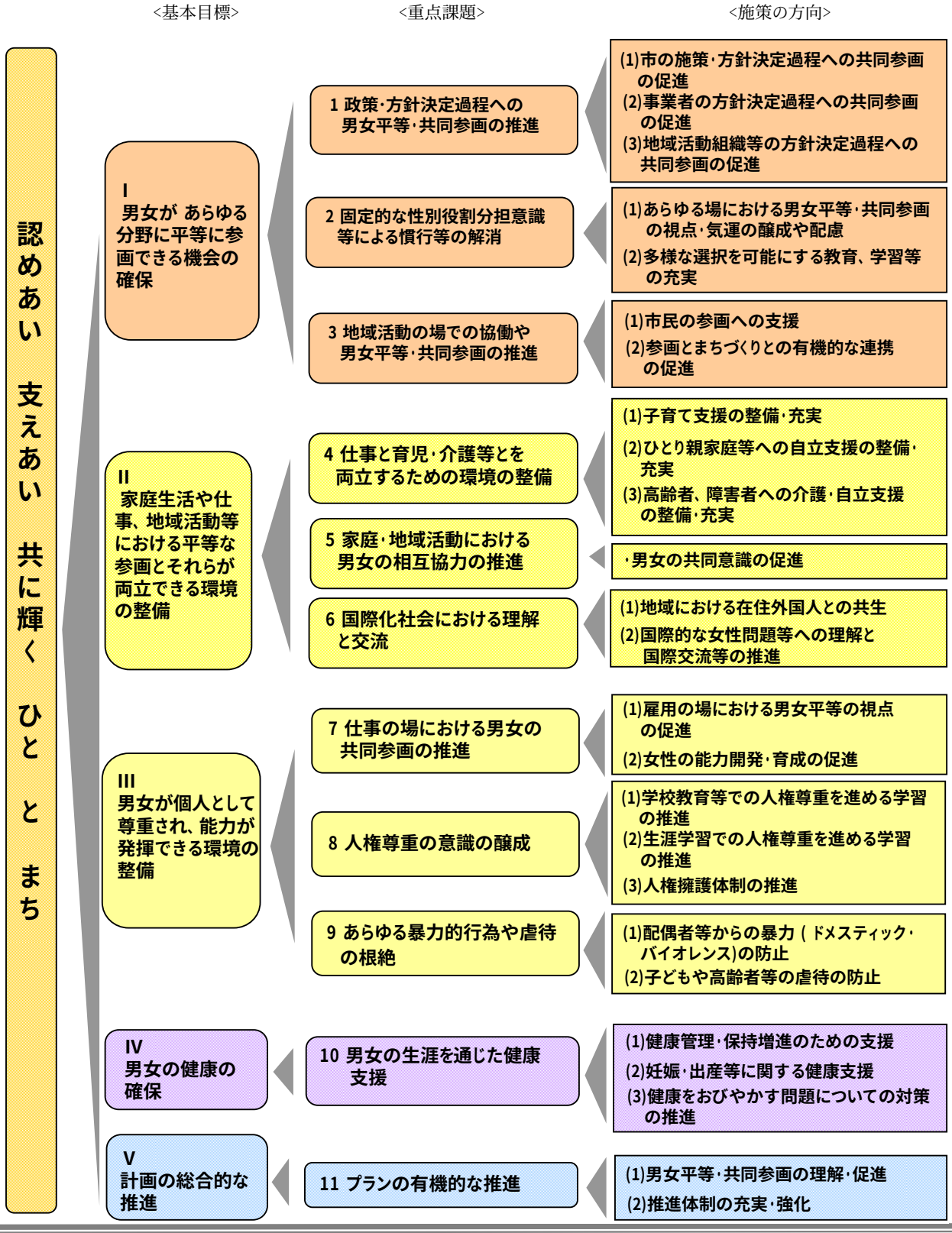

２　後期事業の内容

基本目標Ⅰ　男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保

☆：重点事業（新規事業または拡充する事業）
■：成果指標（目標数値を設定し、2016（平成 28）年度までに達成を目指すもの）
□：参考指標（目標数値は設定しないが、推進状況を数値で示すもの）

重点課題１　政策･方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

<table>
<tr><th>施策の方向</th><th>後期事業計画</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td>(1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進</td><td>
１）　積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実施及び女性の人材情報の収集・提供☆
「審議会・委員会の委員の選任に関する指針」を定め、女性委員の積極的な登用を図ります。また、女性の人材情報の収集に一層努めるとともに、情報発信・提供し、審議会等への女性委員比率の向上に努めます。
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th><th>目標数値
（H28 年度）</th></tr>
<tr><td>■－１　審議会等の女性委員比率</td><td>27.2%
(H23.3)</td><td>30%</td></tr>
<tr><td>■－２　女性委員がいない審議会等の数</td><td>６委員会
(H23.3)</td><td>０委員会</td></tr>
<tr><td>□－１　官公庁等職員を除いた場合の審議会等の女性委員比率</td><td>31.5%
(H23.3)</td><td>―</td></tr>
<tr><td>□－２　行政委員会の女性委員比率</td><td>18.0%
(H23.4)</td><td>―</td></tr>
<tr><td>□－３　官公庁等職員や選挙による選出者を除いた場合の行政委員会の女性委員比率</td><td>34.6%
(H23.4)</td><td>―</td></tr>
</table>
２）　国・県の委員への推薦の際の配慮
行政相談委員、人権擁護委員などを、国・県へ推薦する際には、女性の参画に配慮します。
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th></tr>
<tr><td>□－４　行政相談委員（総務省）の女性比率</td><td>40.0%
(H23.3)</td></tr>
<tr><td>□－５　人権擁護委員（法務省）の女性比率</td><td>35.7%
(H23.3)</td></tr>
</table>
</td><td>全課
男女平等・共同参画課

市民協働課</td></tr>
</table>

３）　市政への参画意識の啓発及び共同参画しやすい環境整備

全課
広報統計課
生涯学習課
総務課
都市経営課

まちづくり出前講座等を通じて、市民の市政への参画意識の啓発を行います。また、委員の公募や意見募集、会議資料や審議概要のホームページでの公開など、市民が共同参画しやすい環境づくりに努めます。

ア　まちづくり出前講座の開催
イ　高岡ニューリーダーアカデミーの実施
ウ　新成人のつどいにおける選挙･投票に関するパンフレットの配布
エ　「委員会等の設置及び運営に関する基本方針」の整備
オ　審議会・委員会における委員公募
カ　審議会・委員会における会議資料・審議概要のホームページ公開
キ　市の計画策定時等における市民意見の募集

指標	基準数値（年度等）
□－６　まちづくり出前講座の年間利用者数	3,326 人（H22）
□－７　公募委員を導入している審議会等の数	10 委員会（H23.3）

４）　職員の能力等に応じた適正な職員採用・登用

人事課

職員採用・登用については、職員個々の能力、意欲、適性等に十分配慮し、男女平等に行います。

指標	基準数値（年度等）
□－８　副主幹以上の職員の女性比率	31.0%（H23.4）
□－９　管理職（主幹以上）の職員の女性比率	18.6%（H23.4）

５）　適正な管理監督教職員登用についての働きかけ

学校教育課

市立小・中・特別支援学校の管理監督教職員（校長・教頭）については、性別にかかわらず、学校の管理・運営について見識と指導力、統率力を有する人の登用を図るよう富山県教育委員会に働きかけます。

指標	基準数値（年度等）
□－10　小・中・特別支援学校の女性校長比率	40.0%（H23.4）
□－11　小・中・特別支援学校の女性教頭比率	28.9%（H23.4）

６）　審議会等における女性の参画事例の発信☆

男女平等・共同参画課

男女平等推進センター情報誌やホームページなどを通じて、審議会等における女性の参画事例を発信し、市民等への意識啓発に努めます。

<table>
<tr><td>(2) 事業者の方針決定過程への共同参画の促進</td><td>７）　事業者への女性登用促進に関する意識啓発
関係機関とともに、セミナーの開催や情報提供の充実に努め、企業や個人事業所等に対し、理解と周知を図ります。
ア　関係機関との連携による女性登用促進に関するセミナーの開催
イ　男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施</td><td>産業企画課
男女平等・共同参画課</td></tr>
<tr><td>(3) 地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進</td><td>８）　地域活動組織等への女性登用促進に関する意識啓発☆
地域において、自治会やＰＴＡなど地域活動組織と連携・協力し、男女平等・共同参画をテーマとした出前講座を開催し、女性参画や女性リーダーの必要性について、理解と周知を図ります。
<table><tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th></tr><tr><td>□－12　連合自治会長の女性比率</td><td>0.0%
(H23.4)</td></tr><tr><td>□－13　自治会長の女性比率</td><td>1.0%
(H23.4)</td></tr><tr><td>□－14　市立小・中・特別支援学校
ＰＴＡ会長の女性比率</td><td>0.0%
(H23.4)</td></tr><tr><td>□－15　市立公民館長の女性比率</td><td>2.7%
(H23.4)</td></tr></table>
９）　地域活動組織等における女性の参画事例の発信☆
男女平等推進センター情報誌やホームページなどを通じて、自治会など地域活動組織等における女性の参画事例を発信し、市民等への意識啓発に努めます。</td><td>男女平等・共同参画課
市民協働課
生涯学習課

男女平等・共同参画課</td></tr>
</table>

重点課題２　固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

<table>
<tr><th>施策の方向</th><th>後期事業計画</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td>(1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮</td><td>10）　団体活動における共同参画の理解促進
福祉活動員・高齢福祉推進員・健康づくり推進員・ヘルスボランティア・スポーツ推進委員・富山県男女共同参画推進員等団体活動が、男女の共同参画の視点で取り組まれるよう、研修機会等を通じ、理解や周知を図ります。

11）　講座・情報誌による啓発
性別による固定的な役割分担意識を見直していく視点の大切さを、男女平等推進センターの講座や情報誌により啓発します。
ア　男女共同参画週間企画事業の実施
イ　男女平等推進センター企画講座の開催
ウ　男女平等推進プラン情報誌「ありーて」の発行

12）　男女平等・共同参画の視点での事業検討・実施及び適切な表現による情報発信
実施事業に、男女平等・共同参画を妨げる状況がないかについて、常に検討・配慮を行います。また、市の広報紙・情報誌、パ</td><td>社会福祉課
高齢介護課
健康増進課
体育保健課
男女平等・共同参画課

男女平等・共同参画課

全課
男女平等・共同参画課
広報統計課</td></tr>
</table>

	ンフレット・リーフレット及びインターネットのホームページ等において、人権の軽視や性別による固定的な役割分担意識につながる表現とならないよう留意し、情報発信します。	情報政策課
	13）　研修機会等を通じての男女の共同参画の理解促進 市職員や、保育士等子どもの育成支援に携わる者への研修を通して、男女の共同参画の理解促進に努めます。 ア　市職員研修 イ　保育士等研修 ・　保育士研修 ・　学童保育指導員研修 ・　放課後子ども教室指導員研修（県主催）	人事課 児童育成課 生涯学習課
	14）　男女平等問題処理委員会の設置・運営 男女平等問題処理委員会を設置し、市の男女平等・共同参画施策に関する市民等の申出に対し、公平に処理します。	男女平等・共同参画課
(2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実	**15）　児童の一人ひとりの個性に応じた指導の実施** 幼稚園・学校教育の場において、児童の一人ひとりの個性を生かす指導を行います。	学校教育課
	16）　伝統工芸や産業に関する体験学習の実施 小・中・特別支援学校で、「ものづくり・デザイン科」の授業を実施し、市の優れた伝統工芸や産業について、体験学習を行います。	学校教育課
	17）　男女平等・共同参画意識の向上を図る研修会等への参加配慮 幼稚園・小・中・特別支援学校の教諭の男女平等・共同参画意識の向上を図る研修や学習会への参加に配慮します。	学校教育課
	18）　インターンシップ制度の普及・受入 市は、インターンシップ制度の普及に努めます。また、職場訪問・就業体験の事業所として、児童・生徒や学生を受け入れます。	人事課 学校教育課 健康増進課 市民病院 水道局 消防本部

重点課題３　地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

<table>
<tr><th>施策の方向</th><th>後期事業計画</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td>(1) 市民の参画への支援</td><td>
19）　団体活動育成・支援
男女平等・共同参画の推進のために、地域女性ネット高岡、Ｅネット（男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク）等のグループや市民が自主的に企画・実施する事業に対して支援するとともに、芸術・文化・スポーツ及び伝統産業の振興や育成に携わる団体等が実施する事業に対し支援します。また、地域で活躍する女性リーダー育成の研修を行います。
ア　Ｅネット主催「Ｅフェスタ」開催支援
イ　市民企画講座に対する支援
ウ　市民の学習に対する支援（学習支援事業）
エ　市民団体等が独自に企画する講座への講師協力（男女平等推進センター所長等講演）
オ　芸術・文化団体への助成
カ　女性リーダーの育成支援
・　アバンサルプラザ講座
キ　体育団体への育成助成
ク　伝統産業等振興団体への助成
・　後継者育成、技術継承改善、品質改善、販路拡大支援

20）　市民活動相談・情報提供及び交流会の実施
市民活動やＮＰＯ設立に関する相談や情報提供及び活動団体等の自立・連携や協働意識の啓発を図る講座・交流会を実施します。
ア　市民活動支援・協働推進講座の開催
イ　活動紹介フェスティバルの開催
ウ　市民活動に関する相談及び情報提供
エ　ＮＰＯ法人設立に関する情報提供等の支援
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th></tr>
<tr><td>□―16　ＮＰＯ法人数</td><td>34 法人
（H23.3）</td></tr>
</table>
</td><td>男女平等・共同参画課
生涯学習課
体育保健課
産業企画課

市民協働課</td></tr>
<tr><td>(2) 参画とまちづくりとの有機的な連携の促進</td><td>
21）　市民との協働事業の実施
市民・事業者等と、防災・災害復興・観光・環境保全等の様々な分野で協働し、まちづくりを進めます。
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th></tr>
<tr><td>□―17　協働事業数</td><td>109 事業
（H23.4）</td></tr>
</table>
22）　市民活動団体の活動情報発信等、団体間交流支援☆
市民活動団体の活動情報等をインターネットで発信し、団体間の交流を支援します。
</td><td>市民協働課

市民協働課</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th><th>目標数値
（H28 年度）</th></tr>
<tr><td>■－３　市民活動情報ポータルサイトの登録団体数</td><td>43 団体
（H22）</td><td>180 団体</td></tr>
<tr><td>■－４　市民活動情報ポータルサイトへのアクセス数</td><td>－件</td><td>25,000 件</td></tr>
</table>

23）　市長の対話活動や市政モニター事業の実施
市民の意見や要望を、市政やまちづくりに反映していくため、市長の対話活動や市政モニター事業を実施します。
ア　市長の対話活動の実施
・　わがまちトーク（地区別）
・　ふれあいトーク（テーマ・分野別）
イ　市政モニター事業の実施
</td>
<td>広報統計課</td>
</tr>
</table>

基本目標Ⅱ　家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらが両立できる環境の整備

☆：重点事業（新規事業または拡充する事業）
■：成果指標（目標数値を設定し、2016（平成 28）年度までに達成を目指すもの）
□：参考指標（目標数値は設定しないが、推進状況を数値で示すもの）

重点課題４　仕事と育児・介護等とを両立するための環境の整備

<table>
<tr><th>施策の方向</th><th>後期事業計画</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td>(1) 子育て支援の整備・充実</td><td>

24）　保育園、子育て支援センター等における子育て支援の実施・充実☆

保育園において、通常・特別保育を実施します。看護師などの人材を確保し、特に、病後児（体調不良型を含む。）の特別保育を充実します。また、子育て支援センター、保育所などでの子育てサロン、公民館での赤ちゃんの部屋、ファミリーポケット等の開設・運営など、情報交換の場の提供に努めます。

ア　特別保育の実施・充実
・　延長保育
・　夜間保育
・　休日保育
・　一時預かり
・　病児・病後児保育（体調不良型を含む。）

イ　子育て支援センターの開設・運営
ウ　子育てサロンの開設・運営
エ　マイ保育園（※１）実施
オ　赤ちゃんの部屋の開設・運営
カ　ファミリーポケットの開設・運営

<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th><th>目標数値
（H28 年度）</th></tr>
<tr><td>■－５　特別保育（病後児保育）を実施する保育園の割合
〔私立保育園〕</td><td>28%
（H22）</td><td>100%</td></tr>
<tr><td>■－６　子育て支援センターの登録者割合</td><td>67%
（H22）</td><td>100%</td></tr>
</table>

※１：マイ保育園
保育所に登録し、子育てに関することを相談したり、指導受けたりする制度。登録は、出産前から可能。

25）　地域住民の参加・協力による児童の健全育成活動の充実☆

地域住民の参加・協力により、ファミリー・サポート・センターを開設･運営するとともに､放課後児童育成クラブ(学童保育)､放課後子ども教室など、児童の健全育成活動を充実します。

ア　ファミリー・サポート・センターの開設・運営

</td><td>児童育成課
生涯学習課

児童育成課
生涯学習課</td></tr>
</table>

イ　放課後児童育成クラブの実施
ウ　放課後子ども教室の開設・運営

指標	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）
■－７　平日の 19 時まで開設が可能な体制を整えることができる放課後児童育成クラブの数	３クラブ（H22）	27 クラブ
■－８　放課後子ども教室の参加者数	延べ 24,906 人（H22）	延べ 27,500 人

26）　育児不安及び児童・青少年問題への相談対応

乳幼児の保護者（家族）の様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供等を行うため、生後３か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問します。また、子育て家庭における育児不安及び児童の育成に関する電話相談や青少年の悩みや生活上の諸問題に対する相談を行うとともに、小・中学校など学校において、スクールカウンセラーや心の教室相談員を中心とした相談体制の整備を推進します。

ア　生後３か月までの乳児の家庭訪問の実施
イ　育児相談の実施
ウ　家庭児童相談の実施
エ　青少年の悩みごと相談の実施
オ　カウンセリング指導員（教員）の配置
カ　スクールカウンセラー（臨床心理士等）の配置
キ　子どもと親の相談員の配置
ク　心の教室相談員の配置
ケ　スクールソーシャルワーカーの配置

指標	基準数値（年度等）
□―18　心の教室相談員の人数	５人（H22）
□―19　〔県教委〕スクールカウンセラー配置校	21 校（H22）
□―20　〔県教委〕カウンセリング指導員配置校	５校（H22）
□―21　〔県教委〕子どもと親の相談員配置校	３校（H22）
□―22　〔県教委〕スクールソーシャルワーカーの配置校	３校（H22）

27）　託児の実施

男女平等推進センターや生涯学習センター等で講座を開催する際、乳幼児を対象とした託児を実施します。

28）　市職員における仕事と子育ての両立支援

市職員子育て支援プログラムに基づき、市職員の子育てと仕

健康増進課
児童育成課
少年育成センター
学校教育課
教育センター

男女平等・共同参画課
生涯学習課

人事課

事の両立支援の取り組みを行います。
ア　育児休業等を取得しやすい環境の整備
イ　超過勤務縮減の促進
ウ　子育てに関する特別休暇及び子育ての視点からの年次休暇の取得の促進

指標	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）
■－９　市男性職員の育児休業等取得率	13.0%（H22）	25%
■－10　市の職員１人当たりの年次有給休暇取得日数	6.7 日（H22）	8.0 日
□－23　年間超過勤務時間が 360 時間以上の市職員数	63 人（H22）	－

29）　仕事と家庭生活の両立に関する意識啓発　産業企画課　男女平等・共同参画課

関係機関とともに、セミナーの開催や情報提供の充実に努め、企業や個人事業所等における子育てと仕事の両立について意識啓発を図ります。

30）　「たかおかワーク・ライフ・バランス懇談会（仮称）」の設置　男女平等・共同参画課　人事課　契約検査課　産業企画課

☆

「たかおかワーク・ライフ・バランス懇談会（仮称）」を設置し、推進のための指針の作成や推進事業所認定制度などの取組を行い、仕事と生活の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成の促進を図ります。

指標	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）
■－11　ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	７事業所（H23）※県制度	※H24 年度以降に設定

(2) ひとり親家庭等への自立支援の整備・充実

31）　ひとり親家庭への助成等　児童育成課

ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、各種資金の貸付や助成等を行います。また、精神的な負担を軽減するため、ひとり親家庭への相談体制の充実に努めます。
ア　福祉資金等貸付事業
イ　医療費助成事業
ウ　女性相談事業
エ　児童扶養手当の支給
オ　母子家庭自立支援給付金の支給
カ　ひとり親家庭等生活応援事業

(3)高齢者、障害者への介護・自立支援の整備・充実

32）　高齢者、障害者の生活環境の整備・充実　高齢介護課　社会福祉課

高齢者の介護保険施設を整備し、施設サービス及び地域密着型サービスの充実を図ります。また、高齢者、障害者が生活しやすい住宅改善・整備費の助成をします。

ア　介護保険施設の整備
イ　住宅改善資金助成
ウ　住宅改善・整備費助成

33）　高齢者、障害者の在宅介護サービス等の整備・充実　高齢介護課　社会福祉課

高齢者や障害者の訪問介護や訪問入浴等、自宅での家事・介護等の支援サービスの充実に努めます。また、ひとり暮らし高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢福祉推進員や障害者相談員を配置するとともに、相談窓口体制の充実を図ります。

ア　ミドルステイの実施
イ　生活支援型ホームヘルプサービスの実施
ウ　高齢福祉推進員の配置
エ　障害者相談員の配置
オ　訪問入浴の実施

34）　介護予防事業の実施　高齢介護課

高齢者の自立と生活機能の向上のため、要介護高齢者のいる家族が、介護の方法や予防等の知識・技術の学ぶ介護予防教室など介護予防事業を実施します。

ア　高齢者健康づくり教室の開催
イ　高齢者基本チェックリストの実施
ウ　通所型介護予防教室の開催

指標	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）
■―12　介護予防事業の参加者数	延べ 49,843 人（H22）	延べ 60,000 人

35）　高齢者の生きがいと社会参加の促進　高齢介護課

高齢者の生きがいと社会参加を促進する事業の実施や支援に努めます。

ア　シルバー人材センター運営支援の実施
イ　老人クラブ活動支援の実施

36）　障害者の就労支援及びスポーツ・レクリエーション・文化活動等社会参加支援　社会福祉課

障害者が、自立した生活を営むことができるよう、情報提供等の就労支援に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション・文化活動等、社会参加を支援します。

ア　障害福祉サービスに関する情報提供
イ　障害者の社会参加（スポーツ・レクリエーション・文化活動等）支援

	37）　高岡型地域福祉ネットワークの確立☆ 市民・地域団体・ＮＰＯ法人・ボランティア・事業者等が連携し、高岡型地域福祉ネットワークづくりを進め、地域における「新たな支え合い体制」の確立を図ります。	社会福祉課

指標	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）
■―13　高岡型地域福祉ネットワークづくり地区数（見守り支援グループの設置地区数）	―地区	27 地区

重点課題５　家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

施策の方向	後期事業計画	担当部署
・男女の共同意識の促進	**38）　粋メンプロジェクト等の推進☆** 子育て世代からプラチナ世代（中高年以上）までの幅広い世代の男性を対象に、家事、育児、介護及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等をテーマとして、地域や男女平等推進センター等で意識啓発のための講座やイベント等を開催します。 ア　粋メン（※２）プロジェクトチームによる男性への普及啓発事業の実施 ・　粋メン養成講座の開催 ・　ロールモデル・事例の発信 イ　男性の育児への知識と意識を高める育児講座の開催 ウ　農業センターにおける講座開催 ・　農産加工教室（お父さんの料理）	男女平等・共同参画課 健康増進課 農業水産課

指標	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）
■―14　粋メンプロジェクト（男性への意識啓発）の実施事業数（累計）	１事業（H22）	５事業
■―15　パパとママの育児講座への夫婦での参加率	95.2%（H22）	100%
□―24　夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合	92.8%（H22）	―

※２：粋メン（いきめん）
家事や育児はもとより、介護や地域活動等にも積極的な高岡の男性のこと。2010（平成 22）年、高岡市男女平等推進センターネットワーク会議で、「男女平等・共同参画に積極的な男性は、粋（いき）な人」との考えから命名された。なお、厚生労働省では、家事や育児に積極的な男性を、「イクメン」とし、推奨している。

	39）　ボランティア養成・情報発信支援 高齢者や障害者を支援するボランティアの養成・育成講座を開催するとともに、ボランティア情報の発行を支援します。	社会福祉課

	ア　ボランティアグループへの活動支援 ・　ボランティア情報誌の発行 ・　ボランティア広場の開催 ・　ボランティアネットワーク事業 イ　ボランティア大学の開催 ・　社会人のためのボランティア入門講座 ウ　ボランティア体験普及 ・　シニアボランティア養成講習会 ・　災害ボランティア講習会 エ　ボランティア推進校の指定 **40）　父と子等を対象とした講座等を通じての男女平等・共同参画の理解促進☆** 男女平等推進センター等で、父と子（祖父と孫）を対象に、意識啓発のためのイベント・講座等を開催し、子どもの頃から男女平等・共同参画の理解を促進するとともに、家族はもとより、地域全体で子育てしていく気運の醸成に努めます。	男女平等・共同参画課

重点課題６　国際化社会における理解と交流

施策の方向	後期事業計画	担当部署
(1) 地域における在住外国人との共生	**41）　英語等活動講師及び外国語指導助手の配置** 小・中・特別支援学校に、英語等活動講師や外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置します。また、市内在住外国人児童・生徒に対して日本語指導及び生活適応指導を行います。 ア　英語等活動講師の配置 イ　外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置 ウ　市内在住外国人児童・生徒に対する日本語指導及び生活適応指導の実施 **42）　外国語版ホームページの掲載、外国人の生活相談の実施及び情報提供の充実** 外国語版ホームページを掲載するなど、外国人が各種イベントや健康診断などの情報が得やすい環境づくりに努めます。 市民病院において、ポルトガル語や英語の通訳を配置するとともに、ポルトガル語版の入院案内等を作成するなど、外国人が利用しやすい環境を整えます。また、外国人の生活相談を実施するとともに、行政機関の各種帳票の見直しなど、情報提供の充実に努めます。 ア　外国語版ホームページの掲載 イ　ポルトガル語・英語通訳の配置 ウ　外国語版の広報紙「たかおか市民と市政」の発行 エ　ポルトガル語版の入院案内等の作成 オ　外国人生活相談の実施 カ　外国人生活情報の提供 キ　外国人向け生活ガイドブックの作成 ク　外国人向け高岡タウンマップの作成	学校教育課 都市経営課 国際交流室 広報統計課 市民病院 商業観光課 健康増進課

ケ　外国人観光客向け案内板等の設置
コ　外国語版の母子健康手帳の交付
サ　外国語版の乳幼児健康診査・問診票の使用

指標	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）
■―16　外国語版ホームページへのアクセス数	16,686 回（H22）	20,000 回

43）　外国人との交流イベントの開催及び外国語通訳等ボランティアの充実

市内在住外国人と市民との交流を目的とした国際交流フェスタを開催するとともに、外国語の通訳等、ボランティアの充実に努めます。

ア　国際交流フェスタの開催
イ　ボランティアの登録
・　通訳
・　翻訳
・　ホストファミリー
・　日本語指導
・　広報、イベント

指標	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）
■―17　通訳・ホームステイ等のボランティアの登録者数	90 人（H22）	100 人
■―18　国際交流フェスタの参加者数	1,230 人（H22）	1,400 人

都市経営課
国際交流室

(2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流等の推進

44）　国際的な女性問題等への理解促進

男女平等･共同参画の推進に関する国際的活動への理解を深めるため、男女平等推進センターや国際交流センターで情報収集・提供に努めます。

男女平等・共同参画課
都市経営課
国際交流室

45）　姉妹・友好都市及び交流都市との交流

姉妹都市・交流都市などとの親善交流等を実施します。
また、交流都市などとの交流活動を促進します。

ア　姉妹都市・友好都市（ブラジル・ミランドポリス市、アメリカ・フォートウェーン市、中国錦州市）などとの親善交流等の実施
イ　交流都市（イギリス・ベバリー町、中国遼陽市）などとの交流活動の促進

都市経営課
国際交流室

基本目標Ⅲ　男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備

☆：重点事業（新規事業または拡充する事業）
■：成果指標（目標数値を設定し、2016（平成 28）年度までに達成を目指すもの）
□：参考指標（目標数値は設定しないが、推進状況を数値で示すもの）

重点課題７　仕事の場における男女の共同参画の推進

<table>
<tr><th>施策の方向</th><th>後期事業計画</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td rowspan="3">(1) 雇用の場における男女平等の視点の促進</td><td>46）　男女の雇用機会の均等などに関する意識啓発☆
庁内の関係課が連携し、関係機関とともに、セミナーの開催や情報提供の充実に努め、企業や個人事業所等における男女の雇用機会の均等や、女性の能力開発、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などについて意識啓発を図ります。
ア　関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナーの開催
イ　男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th><th>目標数値
（H28 年度）</th></tr>
<tr><td>■―19　関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナーの開催（累計）</td><td>０回
（H22）</td><td>10 回</td></tr>
</table></td><td>産業企画課
男女平等・共同参画課</td></tr>
<tr><td>47）　家族経営協定の締結の促進
農家における家族労働者の労働時間や報酬、休日などについて取り決める家族経営協定について情報提供を行い、促進します。

48）　労働相談及び弁護士相談の周知
県が行う労働相談や弁護士相談の周知に努めます。</td><td>農業水産課

産業企画課</td></tr>
<tr><td>49）　適切な職員採用・配置及び就業環境についての配慮
性別にとらわれず、市職員（非正規を含む）の採用や配置を行うとともに、働きやすい就業環境について配慮します。
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th></tr>
<tr><td>□―25　市保育職における男性職員人数</td><td>３人
（H23.3）</td></tr>
<tr><td>□―26　市看護職における男性職員人数</td><td>19 人
（H23.3）</td></tr>
<tr><td>□―27　市土木・建築等技術職における女性職員人数</td><td>５人
（H23.3）</td></tr>
</table></td><td>人事課</td></tr>
<tr><td>(2) 女性の能力開発・育成の促進</td><td>50）　事業者への女性登用促進に関する意識啓発（再掲）
関係機関とともに、セミナーの開催や情報提供の充実に努め、企業、個人事業所等における女性登用の促進を図ります。</td><td>産業企画課
男女平等・共同参画課</td></tr>
</table>

	ア　関係機関との連携による女性登用促進に関するセミナーの開催 イ　男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施	
	51）　創業資金の融資・あっ旋の実施 市内で営業しようとする中小企業創業者に、事業に必要な資金が円滑に調達されるよう市の融資制度の充実を図り、融資のあっ旋等の支援を行います。	産業企画課
	52）　商店街での開業者への支援 商店街で新たに開業する者の家賃や改装等の費用について支援を行います。	商業観光課
	53）　女性農業者への支援 女性農業者の育成や起業、農産品の開発研究、販売等の取組を支援します。 ・　女性農業者部会活動支援（女性起業先進事例視察）	農業水産課
	54）　市職員の専門・実務研修等の実施 市職員の専門・実務研修や事務の分掌は、性別にこだわらず行い、人材育成に努めます。	人事課
	55）　女性の能力開発に関する講座の開催☆ 企業や関係機関と連携し、女性の能力開発に関する講座を開催します。	男女平等・共同参画課 産業企画課

重点課題８　人権尊重の意識の醸成

施策の方向	後期事業計画	担当部署
(1) 学校教育等での人権尊重を進める学習の推進	**56）　人権意識チェック表等の活用による人権教育の推進** 小・中学校等において、人権意識チェック表や人権教育事例等を活用し、人権教育を推進します。	学校教育課
	57）　友愛訪問活動等への参加・協力の促進 小学校児童の友愛訪問活動や地域福祉活動への参加・協力の促進を支援します。 ア　ジュニア福祉活動員の育成 イ　ジュニア福祉活動校の指定	社会福祉課
	58）　人権尊重にかかる研修・学習に対する配慮 保育士及び幼稚園・小・中・特別支援学校の教諭の人権尊重意識の向上を図る研修会への参加に配慮します。 また、介護保険サービス事業者に対し、人権尊重意識の向上を図る研修や学習の必要性について、理解と周知を図ります。	児童育成課 学校教育課 高齢介護課
(2) 生涯学習での人権尊重を進める	**59）　市民等への人権尊重意識の啓発** 市民等を対象にした人権に関する講演会・講座等を開催するとともに、チラシ等を配布し、人権尊重意識の啓発に努めます。	市民協働課

学習の推進	ア　人権講演会・啓発公開講座の実施 イ　人権街頭啓発活動の実施 **60）　人権尊重にかかる研修・学習に対する配慮** 公民館指導員や社会教育に携わる指導者等の人権尊重意識の向上を図る研修会等への参加に配慮します。	 生涯学習課
(3) 人権擁護体制の推進	**61）　人権教育推進事業協力者会議及び人権擁護連絡会議の開催** 人権教育推進事業協力者会議及び人権擁護連絡会議を開催し、庁内及び関係機関との連携の強化を図ります。 **62）　人権にかかる市民相談及び弁護士による法律相談の実施** 市役所や男女平等推進センターにおいて、人権にかかる市民相談や弁護士による法律相談を実施します。 **63）　男女平等問題処理委員会の設置・運営** 男女平等問題処理委員会を設置し、人権侵害にかかる苦情の申出を公平に処理します。	市民協働課 市民協働課 男女平等・共同参画課 男女平等・共同参画課

重点課題９　あらゆる暴力的行為や虐待の根絶

施策の方向	後期事業計画	担当部署
(1) 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止	**64）　市役所ＤＶ対策関係課の連携☆** 高岡市男女平等推進庁内連絡会議にＤＶ対策幹事会を設置し、連携を図るとともに、より一層、ＤＶ被害者の支援に努めます。 **65）　関係機関・民間支援団体との連携☆** 高岡市ＤＶ対策関係機関連絡会を設置し、関係機関やＤＶ支援団体との連携を図るとともに、より一層、ＤＶ被害者の支援に努めます。 **66）　相談員等の研修等、相談機能の充実☆** 男女平等推進センター相談員や市役所ＤＶ担当部署職員は、専門研修へ参加し、相談機能の充実に努めます。 ア　相談員の研修会等への参加 イ　富山県ＤＶ被害者支援セミナーの参加 **67）　ＤＶ被害者の市営住宅入居要件等の緩和** ＤＶ被害者の入居申込時に、入居要件に関する法的緩和措置を実施します。 ア　単身での入居許可 イ　空き住戸がない場合の待機順番の繰上げ **68）　ＤＶ等の相談の実施** 男女平等推進センターや市役所ＤＶ担当部署で、ＤＶやセクシュアル･ハラスメントの相談や女性弁護士による無料法律相談を実施します。 ア　専任相談員による相談の実施	男女平等・共同参画課 男女平等・共同参画課 男女平等・共同参画課 高岡建設管理センター 男女平等・共同参画課 児童育成課 市民協働課

イ　女性弁護士による無料法律相談の実施
ウ　市役所ＤＶ担当部署における相談の実施

指標	基準数値（年度等）
□―28　男女平等推進センターＤＶ相談件数	延べ 1,157 件（H22）

69）　配偶者暴力相談支援センター機能整備によるＤＶ被害者支援の充実☆　男女平等・共同参画課

男女平等推進センターに、配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、ＤＶ被害者の支援の充実に努めます。

70）　高岡市ＤＶ対策基本計画（仮称）の進行管理及び公表☆　男女平等・共同参画課

高岡市ＤＶ対策基本計画（仮称）の推進状況の進行管理を行うとともに、毎年度、実績をホームページ等で公表します。

71）　ＤＶ等の防止に関する啓発事業の実施☆　男女平等・共同参画課

男女平等推進センターで、ＤＶやセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発事業を行います。また、デートＤＶを防止するため、若い世代への予防啓発プログラムを開発・実施するなど、啓発を図ります。

ア　男女平等推進センター相談案内カードの公共施設等への配置
イ　女性に対する暴力をなくす運動企画事業の実施
・　市内高校１年生へのデートＤＶにかかる予防啓発チラシの配布
・　ＤＶ防止にかかる企画展示の実施
・　ＤＶ防止講座の開催
ウ　若い世代へのＤＶ予防啓発プログラムの開発・実施

指標	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）
■―20　ＤＶ防止に関する講座の参加者数	20 人（H22）	30 人

72）　地域での支援者に対するＤＶ防止に関する出前講座の実施☆　男女平等・共同参画課

学校関係者、民生委員・児童委員及び人権擁護委員など、地域での支援者に対し、ＤＶ防止に関する出前講座を実施し、啓発に努めます。

指標	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）
■―21　地域での支援者を対象とした出前講座の実施回数（累計）	０回（H22）	10 回

<table>
<tr><td></td><td>73）　市役所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発及び相談対応
職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針により、市職員に対し啓発するとともに、職員の相談対応に努めます。</td><td>人事課</td></tr>
<tr><td>(2) 子どもや高齢者等の虐待の防止</td><td>74）　児童・高齢者虐待の相談の実施及び庁内連携
市役所等において、児童・高齢者虐待の相談を実施するとともに、庁内外の関係部署が連携し、より一層、予防啓発と被害者支援に努めます。
ア　児童虐待相談の実施
イ　高齢者虐待相談の実施
ウ　要保護児童対策地域協議会及び実務者検討会議の開催
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th></tr>
<tr><td>□―29　児童虐待相談件数</td><td>延べ
118 件
（H22）</td></tr>
<tr><td>□―30　高齢者虐待相談件数</td><td>延べ
41 件
（H22）</td></tr>
</table>
75）　育児不安等への相談対応
乳幼児の保護者（家族）の様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供等を行うため、生後３か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問します。
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th></tr>
<tr><td>□―31　子どもがいる暮らしが楽しいと感じる母親の割合</td><td>93.2%
（H22）</td></tr>
</table></td><td>児童育成課
高齢介護課

健康増進課</td></tr>
</table>

基本目標Ⅳ　男女の健康の確保

☆：重点事業（新規事業または拡充する事業）
■：成果指標（目標数値を設定し、2016（平成 28）年度までに達成を目指すもの）
□：参考指標（目標数値は設定しないが、推進状況を数値で示すもの）

重点課題 10　男女の生涯を通じた健康支援

<table>
<tr><th>施策の方向</th><th>後期事業計画</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td>(1) 健康管理・保持増進のための支援</td><td>
76）　特定健康診査及び特定保健指導の実施
特定健康診査を実施し、計画的な保健指導等を行います。
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th></tr>
<tr><td>□―32　特定健康診査の実施率</td><td>47.8%
（H22）</td></tr>
</table>
77）　がん検診の実施
がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療に結びつけることにより、がんによる死亡の減少に努めます。
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th><th>目標数値
（H28 年度）</th></tr>
<tr><td>■―22　子宮がん検診の受診率</td><td>25.8%
（H22）</td><td>30%</td></tr>
<tr><td>■―23　乳がん検診の受診率</td><td>35.7%
（H22）</td><td>38%</td></tr>
</table>
78）　地域がん診療連携拠点病院としての取組の実施
マンモグラフィー検診の実施や乳腺専門外来の開設など、「女性のがん・放射線治療」を特色とした取り組みを実施します。
ア　マンモグラフィー検診の実施
イ　乳腺専門外来の開設
79）　健康づくり活動への市民参加促進☆
健康づくり推進員による活動や食生活改善推進員による食育（※３）活動など、健康づくり活動への市民参加を促進します。
ア　地域での健康講座や歩こう会の開催
イ　がん予防啓発活動
ウ　大型食料品店等での食育活動や寸劇による食育の普及･啓発
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th><th>目標数値
（H28 年度）</th></tr>
<tr><td>■―24　健康づくり活動への参加者数</td><td>延べ
66,450 人
（H22）</td><td>延べ
100,000 人</td></tr>
</table>
</td><td>保険年金課
健康増進課

健康増進課

市民病院

健康増進課</td></tr>
</table>

※３：食育
　子どもの頃から体に良い食べ物を選ぶ力を育て、食の大切さを学び、好ましい食習慣と豊かな心を身につけること。

80）　市民の健康増進・体力向上のための場と機会の提供　体育保健課

学校体育施設の開放や地域におけるスポーツクラブの設置など、市民の健康増進、体力向上のための場と機会の提供を行います。

ア　学校体育施設（体育館・グラウンド）の課業時間外の一般利用開放の実施
イ　スポーツ・レクリエーション大会、スポーツ大会の開催
ウ　総合型地域スポーツクラブ設立支援
エ　スポーツ施設の利用提供

指標	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）
■―25　体育施設の利用者数	延べ 708,011 人（H22）	延べ 750,000 人
■―26　スポーツ教室の参加者数	延べ 49,602 人（H22）	延べ 52,000 人

81）　心身の健康に関する個別相談の実施　健康増進課 高齢介護課 社会福祉課

市民の心身の健康に関する個別相談を実施し、健康管理の支援に努めます。

特に、自殺やうつなど心の相談については、県の心の相談センターや厚生センターとの密接な連携を図ります。

(2)妊娠・出産等に関する健康支援

82）　妊娠、出産、育児について学ぶ機会の確保　健康増進課

保健センターにおいて、「パパとママの育児講座」を開催し、夫婦が安全な妊娠、出産、育児について学ぶ機会を確保します。

指標	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）
■―27　パパとママの育児講座への夫婦での参加率（再掲）	95.2%（H22）	100%

83）　女性を生涯にわたって診療する体制の確保　市民病院

女性専門外来の開設など、女性を生涯にわたって診療する体制を確保し、女性が自分の健康状態について気軽に相談できるよう努めます。

ア　女性専門外来の開設
イ　思春期外来の開設
ウ　不妊外来の開設
エ　乳腺専門外来の開設

84）　妊産婦医療費助成及び不妊治療費助成の実施　児童育成課

妊産婦の一部対象疾病に医療費の助成を行います。また、不妊

<table>
<tr><td></td><td>
治療に要する経費の一部を助成します。
<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th></tr>
<tr><td>□―33　妊産婦医療費助成受給者数</td><td>延べ
144 人
（H22）</td></tr>
<tr><td>□―34　不妊治療費助成交付件数</td><td>延べ
168 件
（H22）</td></tr>
</table>

85）　妊産婦・乳幼児健康支援事業の実施
妊産婦や乳幼児の健康を支援するため、健康診査を実施するとともに、健康教室を開催します。
ア　乳幼児健康診査の実施
イ　母子保健相談・指導
ウ　妊産婦・乳児の一般・精密健康診査及び訪問指導の実施

86）　こども医療費助成の実施
子どもが適正な治療を受けることのできる環境づくりのため、こども医療費の助成を実施します。

87）　発達段階に応じた性教育の実施
小・中・特別支援学校の児童・生徒に対し、発達段階に応じて、性教育を行い、性に関する科学的な知識、生命を尊重する態度及び行動について学ぶ機会を確保します。

88）　リプロダクティブ・ヘルツ／ライツの概念等に関する図書等の整備・充実
男女平等推進センターにおいて、リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念や男女の性に関する図書等の整備の充実を図ります。
</td><td>健康増進課

児童育成課

学校教育課

男女平等・
共同参画課</td></tr>
<tr><td>**(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進**</td><td>
89）　ＨＩＶ／エイズ、薬物乱用等に関する指導・意識啓発
小・中・特別支援学校の児童・生徒に対し、発達段階に応じて、ＨＩＶ／エイズ、薬物乱用等に関する指導を行うなど、啓発に努めます。
また、国や県の発行するポスターやチラシの設置等により、市民等への意識啓発を図ります。

90）　たばこに関する正しい知識の普及及び環境整備
たばこと健康に関する正しい知識の普及により、市民の健康支援に努めます。また、市役所や高岡市民病院等公共施設において、分煙・禁煙対策を行います。
ア　禁煙相談の実施
イ　執務室における禁煙の周知
ウ　分煙機の設置
エ　児童・生徒への禁煙教育の実施
</td><td>学校教育課
健康増進課

健康増進課
管財用地課
人事課
市民病院
学校教育課</td></tr>
</table>

基本目標Ⅴ　計画の総合的な推進

☆：重点事業（新規事業または拡充する事業）
■：成果指標（目標数値を設定し、2016（平成 28）年度までに達成を目指すもの）
□：参考指標（目標数値は設定しないが、推進状況を数値で示すもの）

重点課題 11　プランの有機的な推進

<table>
<tr><th>施策の方向</th><th>後期事業計画</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td>(1) 男女平等・共同参画の理解・促進</td><td>

91）　市民等との連携・協力による男女平等推進センター事業の推進☆

今日的な社会情勢の変化や市民意識・ニーズ等をふまえ、男女平等推進センターにおいて、男女平等・共同参画にかかる講座やイベントの開催、情報誌等の開催など、的確な情報発信・提供に努めます。事業の企画・実施にあたっては、男女平等・共同参画を推進するグループを含め、市内各界各層の団体等の強み・得意分野等も一層活用し、取り組んでいきます。

ア　男女平等・共同参画基礎講座等、センター企画講座の開催
イ　男女平等ＥＸＰＯ高岡の開催
ウ　粋メンプロジェクトの推進
エ　プラン情報誌「ありーて」の発行
オ　センターだより「ありーてめいと」の発行
カ　図書類の整備・貸出

<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th><th>目標数値
（H28 年度）</th></tr>
<tr><td>■―28　男女平等ＥＸＰＯ高岡参加者数</td><td>151 人
（H22）</td><td>200 人</td></tr>
</table>

92）　男女平等推進センター登録活動団体数や施設利用者の拡大

男女平等推進センター登録活動団体に対する施設優先利用・情報提供や魅力ある事業の実施に努め、同センター登録活動団体数や施設利用者の拡大を図ります。

<table>
<tr><th>指標</th><th>基準数値
（年度等）</th><th>目標数値
（H28 年度）</th></tr>
<tr><td>■―29　男女平等推進センターの利用者数</td><td>延べ
11,478 人
（H22）</td><td>延べ
12,000 人</td></tr>
<tr><td>■―30　男女平等推進センター講座における男性参加率</td><td>22.7%
（H22）</td><td>30%</td></tr>
<tr><td>□―35　センター登録活動団体数</td><td>51 団体
（H22）</td><td>―</td></tr>
</table>

</td><td>男女平等・共同参画課

男女平等・共同参画課</td></tr>
</table>

	93）　男女平等・共同参画をテーマとした出前講座の開催☆ 男女平等・共同参画を推進するグループを含め、市内各界各層の団体等と連携・協力し、地域において、出前講座を開催します。	男女平等・共同参画課
	94）　各種統計情報の収集・提供 国や県等の各種統計情報を収集し、市民等に提供していくとともに、その中にある男女平等・共同参画にかかる課題の分析に努めます。	男女平等・共同参画課
	95）　男女平等推進センター事業におけるアンケート調査の実施 市民ニーズの把握のため、男女平等推進センターの講座やイベントを開催する際、参加者へのアンケート調査を実施します。	男女平等・共同参画課
	96）　施策の推進状況の公表 男女平等推進プランに掲げる施策の推進状況の調査を毎年行い、ホームページ等で公表していきます。	男女平等・共同参画課
	97）　男女平等・共同参画都市宣言の歌の発信・活用☆ 男女平等・共同参画都市宣言の歌をセンターホームページ等で発信し、気運の醸成と理解の促進に努めます。また、センター事業や、富山県男女共同参画推進員高岡連絡会主催のミニ地区懇談会で唱和するなど普及に努めます。	男女平等・共同参画課
(2) 推進体制の充実・強化	**98）　男女平等推進庁内連絡会議の開催** 市役所各部署の連携を図り、男女平等・共同参画にかかる施策・事業を一体となって推進していくため、「高岡市男女平等推進庁内連絡会議（幹事会・主任会議）」を開催します。	男女平等・共同参画課
	99）　男女平等推進市民委員会の開催 市の男女平等・共同参画の推進や諸施策について、有識者や市民等の幅広い意見を反映していくため、「高岡市男女平等推進市民委員会」を開催します。	男女平等・共同参画課
	100）　男女平等推進センターネットワーク会議の開催☆ 男女平等推進センターの事業に、市民等の視点や意見を反映するとともに、市民等の参画による普及・啓発事業を実施し、市民相互のネットワークの強化を図るため、市内の各界各層の委員で構成する「高岡市男女平等推進センターネットワーク会議」を開催します。 ア　市民等の参画による男女平等推進モデル事業計画の作成 イ　市民等の連携・協力による男女平等推進モデル事業の企画・実施 ・　男女平等ＥＸＰＯ高岡実行委員会による男女平等ＥＸＰＯ高岡の開催 ・　粋メンプロジェクトチームによる男性への普及啓発事業の実施 ・　その他普及・啓発事業	男女平等・共同参画課

３　成果指標

基本目標Ⅰ　男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保

重点課題１　政策･方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

(1)　市の施策・方針決定過程への共同参画の促進

成果指標名	成果指標の説明	基準数値（年度等）	目標数値（H28 年度）	目標設定の考え方	担当部署
■－１ 審議会等の女性委員比率	市の施策・方針決定過程への共同参画の促進の度合いを、市の審議会・委員会の女性委員比率により測ります。	27.2% (H23.3)	30%	男女間の参画の機会の格差を改善するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を与えるという積極的改善措置の考え方から、所管する審議会等の委員の選任基準を見直し、女性の積極的な登用を図り、この指標の目標数値の達成を図ります。	男女平等・共同参画課
■－２ 女性委員がいない審議会等の数	市の施策・方針決定過程への共同参画の促進の度合いを、市女性委員がいない市の審議会・委員会の数により測ります。	６委員会 (H23.3)	０委員会		男女平等・共同参画課

重点課題３　地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

(2)　参画とまちづくりとの有機的な連携の促進

■－３ 市民活動情報ポータルサイトの登録団体数	様々な分野で市民活動が行われていることを登録団体数により測ります。	43 団体 (H22)	180 団体	市民活動の活性化を図るため、ポータルサイトのリニューアルや新たな団体の掘り起こしに取り組み、登録団体数の増加を目指します。	市民協働課
■－４ 市民活動情報ポータルサイトへのアクセス数	団体活動の活性化や、市民の市民活動への関心度をポータルサイトアクセス件数により測ります。	－件	25,000 件	団体間の交流を促進するため、各団体の情報をきめ細かく発信し、アクセス件数の増加を目指します。	市民協働課

基本目標Ⅱ　家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらが両立できる環境の整備

重点課題４　仕事と育児・介護等とを両立するための環境の整備

(1)　子育て支援の整備・充実

■－５ 特別保育（病後児保育）を実施する保育園の割合〔私立保育園〕	特別保育（病後児保育）を実施する保育園の割合により、保育サービスの充実度合いを測ります。	28% (H22)	100%	保育ニーズに応えサービスの向上を図るため、５年間で全民間保育園での実施を目指します。	児童育成課

		■－６ 子育て支援センターの登録者割合	子育て支援施設において、子育て支援の情報を得やすい環境の充実を登録者の割合により測ります。	67% (H22)	100%	各子育て支援施設で開催されている育児教室やイベント等の情報を収集し、情報提供することにより、全未就学児童（保育園・幼稚園の入所児童を除く）の登録率 100%を目指します。	児童育成課
		■－７ 平日の 19 時まで開設が可能な体制を整えることができる放課後児童育成クラブの数	平日 19 時まで開設している放課後児童育成クラブの数により、利用者ニーズに対する対応状況を測ります。	３クラブ (H22)	27 クラブ	保護者の就労状況等による開設時間の延長要望に対応するため、５年間で全 27 クラブが 19 時までの間で実施できる体制を整えることを目指します。	児童育成課
		■－８ 放課後子ども教室の参加者数	放課後子ども教室の参加者数により、地域住民の子どもたちの健全育成に向けた取り組み動向を測ります。	延べ 24,906 人 (H22)	延べ 27,500 人	地域で子どもたちを育てようという意識が高まっており、地域の大人の協力のもと、参加者数の 10%増加を目指します。	生涯学習課
		■－９ 市男性職員の育児休業等取得率	市職員における仕事と家庭生活との両立支援の効果を、市男性職員の育児休業等取得率により測ります。	13.0% (H22)	25%	育児休業等取得対象者及び当該所属長に対し、個別に情報提供を行うとともに、育児休業に伴う代替要員の確保に努め、目標数値の達成を目指します。	人事課
		■－10 市の職員１人当たりの年次有給休暇取得日数	市職員における仕事と家庭生活との両立支援の効果を、市の職員１人当たりの年次有給休暇取得日数により測ります。	6.7 日 (H22)	8.0 日	子育ての視点からの年次休暇の取得の促進に努めることにより、目標数値の達成を目指します。	人事課
		■－11 ワーク･ライフ･バランス推進事業所認定数	市内事業所における仕事と家庭生活との両立の度合いを、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数により測ります。	7 事業所 (H23) ※県制度	未定	※H24 年度以降に設定	男女平等・共同参画課

(3)　高齢者、障害者への介護・自立支援の整備・充実					
■―12 介護予防事業の参加者数	高齢者の自立と生活機能の向上のため、介護予防が図られたかを参加者数により測ります。	延べ 49,843 人 (H22)	延べ 60,000 人	住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、介護予防の啓発活動の強化を図り、延べ参加者数の20％増加を目指します。	高齢介護課
■―13 高岡型地域福祉ネットワークづくり地区数（見守り支援グループの設置地区数）	市民・地域団体・ＮＰＯ法人・ボランティア・事業者等が連携し、高岡型地域福祉ネットワークづくりを進め、地域における「新たな支え合い体制」の確立をネットワーク実施地区数により測ります。	―地区	27 地区	地域における「新たな支え合い体制」の確立のため、小学校区の全27 地区に、住民等による見守り支援グループ等の立ち上げを目指します。	社会福祉課
重点課題５　家庭・地域活動における男女の相互協力の推進					
・　男女の共同意識の促進					
■―14 粋メンプロジェクト（男性への意識啓発）の実施事業数（累計）	男女の共同意識の促進度合いを、粋メンプロジェクト（男性への意識啓発）に取り組んだ事業数により測ります。	１事業 (H22)	５事業	より一層、事業の周知・ＰＲを図るとともに、地域との連携・協力に努め、５年間に５事業の実施を目指します。	男女平等・共同参画課
■―15 パパとママの育児講座への夫婦での参加率	男女の共同意識の促進度合いを、パパとママの育児講座への夫婦での参加率により測ります。	95.2% (H22)	100%	夫婦が協力して育児を行うよう、妊娠中から意識啓発を図るとともに、パパとママの育児講座の参加者全員が夫婦揃って参加するよう目指します。	健康増進課
重点課題６　国際化社会における理解と交流					
(1)　地域における在住外国人との共生					
■―16 外国語版ホームページへのアクセス数	外国人が、各種イベントや健康診断などの情報を得やすい環境が整備されたかを外国語版ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞへのアクセス数により測ります。	16,686 回 (H22)	20,000 回	外国人への生活情報や行政情報を分かりやすく提供するため多言語によりきめ細かく発信し、アクセス数の 20%増加を目指します。	都市経営課 国際交流室

■―17 通訳･ホームステイ等のボランティアの登録者数	市民の異文化理解への意欲をボランティア登録者数により測ります。	90 人 (H22)	100 人	国際理解、異文化理解を図るため、イベント等の活動の活発化とボランティアの掘り起こしにより、登録者数の 10%増加を目指します。	都市経営課 国際交流室
■―18 国際交流フェスタの参加者数	国際交流に対する関心度を国際交流フェスタの参加者数により測ります。	1,230 人 (H22)	1,400 人	国際理解、異文化理解を図るため、多文化共生への取り組みを充実させることにより、市内外国人登録者の約 50%相当の参加者を目指します。	都市経営課 国際交流室

基本目標Ⅲ　男女が個人とし尊重され、能力が発揮できる環境の整備

重点課題７　仕事の場における男女の共同参画の推進

(1)　雇用の場における男女平等の視点の促進

■―19 関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナーの開催（累計）	雇用の場における男女の共同参画の視点の促進度合いを、関連セミナーの開催回数により測ります。	０回 (H22)	10 回	より一層、事業の周知・ＰＲを図るとともに関係機関との連携･協力に努め、各年度２回の開催を目指します。	産業企画課 男女平等・共同参画課

重点課題９　あらゆる暴力的行為や虐待の根絶

(1)　配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の防止

■―20 ＤＶ防止に関する講座の参加者数	ＤＶを許さない気運の醸成が測られている度合いを、ＤＶ防止に関する講座の参加者数により測ります。	20 人 (H22)	30 人	より一層、事業の周知・ＰＲを図るとともに関係団体との連携に努め、基準年度と比べて、1.5 倍の参加者数を目指します。	男女平等・共同参画課
■―21 地域での支援者を対象とした出前講座の実施回数（累計）	ＤＶを許さない気運の醸成が測られている度合いを、学校関係者、民生委員・児童委員及び人権擁護委員など、地域での支援者を対象とした出前講座の実施回数により測ります。	０回 (H22)	10 回	より一層、事業の周知・ＰＲを図るとともに関係団体との連携に努め、各年度２回の開催を目指します。	男女平等・共同参画課

基本目標Ⅳ　男女の健康の確保

重点課題 10　男女の生涯を通じた健康支援

(1)　健康管理・保持増進のための支援

■―22 子宮がん検診の受診率	市民への啓発の取組など、健康管理・保持増進のための支援の効果を、子宮がん検診の受診率により測ります。	25.8% (H22)	30%	女性が健やかに社会参加出来るよう女性特有の子宮がん検診の受診率向上を目指します。	健康増進課
■―23 乳がん検診の受診率	市民への啓発の取組など、健康管理・保持増進のための支援の効果を、乳がん検診の受診率により測ります。	35.7% (H22)	38%	女性が健やかに社会参加出来るよう女性特有の乳がん検診の受診率向上を目指します。	健康増進課
■―24 健康づくり活動への参加者数	市民への啓発の取組など、健康管理・保持増進のための支援の効果を、食育活動など､健康づくり活動への市民の参加者数により測ります。	延べ 66,450 人 (H22)	延べ 100,000 人	男女が共に参加する健康づくり活動の充実を行うことにより、青壮年期から 70 歳代まで働く世代人口にあたる約100,000人を目指します。	健康増進課
■―25 体育施設の利用者数	市民が利用しやすい環境の整備など、健康保持増進のための支援の効果を、体育施設の利用者数により測ります。	延べ 708,011 人 (H22)	延べ 750,000 人	豊かなスポーツライフの実現に向け、活動拠点となるスポーツ施設の利用促進のＰＲや市民ニーズに応じた施設整備、改修等により、５年間で５％の増加を目指します。	体育保健課
■―26 スポーツ教室の参加者数	スポーツ教室の参加者数で、市民の生涯スポーツに対する関心度を測ります。	延べ 49,602 人 (H22)	延べ 52,000 人	生涯スポーツ活動の充実に向け、１市民１スポーツの取組みにより、５年間で５％の増加を目指します。	体育保健課

(2)　妊娠・出産等に関する健康支援

■―27 パパとママの育児講座への夫婦での参加率（再掲）	安全な妊娠、出産、育児について夫婦で学ぶ機会が確保された度合いを、パパとママの育児講座への夫婦での参加率により測ります。	95.2% (H22)	100%	夫婦が協力して育児を行うよう、妊娠中から意識啓発を図るとともに、パパとママの育児講座の参加者全員が夫婦揃って参加するよう目指します。	健康増進課

基本目標Ⅴ　計画の総合的な推進

重点課題 11　プランの有機的な推進

(1)　男女平等・共同参画の理解・促進

■―28 男女平等ＥＸＰＯ高岡参加者数	男女平等ＥＸＰＯ高岡参加者数により、男女平等・共同参画の活動の活性化度合いを測ります。	151 人 (H22)	200 人	市民にとって魅力ある事業を実施することにより、毎年度約 10 人の増加を目指します。	男女平等・共同参画課
■―29 男女平等推進センターの利用者数	男女平等推進センターの利用者数により、男女平等・共同参画の活動の活性化度合いを測ります。	延べ 11,478 人 (H22)	延べ 12,000 人	市民交流を促進し、市民にとって、魅力ある事業を実施することにより、毎年度約 100 人の増加を目指します。	男女平等・共同参画課
■―30 男女平等推進センター講座における男性参加率	男女平等推進センター講座における男性参加率により、男女平等・共同参画の活動の活性化度合いを測ります。	22.7% (H22)	30%	市民交流を促進し、市民にとって、魅力ある事業を実施することにより、講座への男性参加率について、毎年度 1.2～1.3%の増加を目指します。	男女平等・共同参画課

４　参考指標

基本目標Ⅰ　男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保

重点課題１　政策･方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

(1)　市の施策・方針決定過程への共同参画の促進

参考指標名	参考指標の説明	基準数値（年度等）	担当部署
□－１ 官公庁等職員を除いた場合の審議会等の女性委員比率	市が自ら選考することができない官公庁等の職員を除いた場合の女性委員比率を参考指標として設定します。	31.5% (H23.3)	男女平等・共同参画課
□－２ 行政委員会の女性委員比率	市の施策・方針決定過程への共同参画の促進の度合いを、市の行政委員会の女性委員比率により測ります。	18.0% (H23.4)	男女平等・共同参画課
□－３ 官公庁等職員や選挙による選出者を除いた場合の行政委員会の女性委員比率	市が自ら選考することができない官公庁等の職員や選挙による選出者を除いた場合の女性委員比率を参考指標として設定します。	34.6% (H23.4)	男女平等・共同参画課
□－４ 行政相談委員（総務省）の女性比率	国や県への委員推薦の際、女性の参画に配慮されているかどうかを測ります。	40.0% (H23.3)	市民協働課
□－５ 人権擁護委員（法務省）の女性比率	国や県への委員推薦の際、女性の参画に配慮されているかどうかを測ります。	35.7% (H23.3)	市民協働課
□－６ まちづくり出前講座の年間利用者数	市民の市政に対する関心の度合いを、まちづくり出前講座の年間利用者数により測ります。	3,326 人 (H22)	広報統計課
□－７ 公募委員を導入している審議会等の数	市の施策・方針決定過程へ市民の参画機会が確保されている度合いを、公募制を導入している審議会等の数により測ります。	10 委員会 (H23.3)	男女平等・共同参画課
□－８ 副主幹以上の職員の女性比率	市の施策・方針決定過程への共同参画の促進の度合いを、市一般行政職の副主幹（係長相当職）以上の職員の女性比率により測ります。	31.0% (H23.4)	人事課
□－９ 管理職（主幹以上）の職員の女性比率	市の施策・方針決定過程への共同参画の促進の度合いを、市一般行政職の主幹以上の職員の女性比率により測ります。	18.6% (H23.4)	人事課
□－10 小・中・特別支援学校の女性校長比率	学校の管理・運営など、方針決定過程への共同参画の促進の度合いを、小・中・特別支援学校の女性校長比率により測ります。	40.0% (H23.4)	学校教育課
□－11 小・中・特別支援学校の女性教頭比率	学校の管理・運営など、方針決定過程への共同参画の促進の度合いを、小・中・特別支援学校の女性教頭比率により測ります。	28.9% (H23.4)	学校教育課

(3)　地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進			
□―12 連合自治会長の女性比率	地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進の度合いを、校下・地区連合自治会長の女性比率により測ります。	0.0% (H23.4)	市民協働課
□―13 自治会長の女性比率	地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進の度合いを、自治会長の女性比率により測ります。	1.0% (H23.4)	市民協働課
□―14 市立小・中・特別支援学校ＰＴＡ会長の女性比率	地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進の度合いを、市立小・中・特別支援学校ＰＴＡ会長の女性比率により測ります。	0.0% (H23.4)	生涯学習課
□―15 市立公民館長の女性比率	地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進の度合いを、市立公民館長の女性比率により測ります。	2.7% (H23.4)	生涯学習課
重点課題３　地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進			
(1)　市民の参画への支援			
□―16 ＮＰＯ法人数	市民活動支援・協働推進講座の開催や情報提供など、市民の参画への支援の効果を、認証されたＮＰＯ法人の数により測ります。	34 法人 (H23.3)	市民協働課
(2)　参画とまちづくりとの有機的な連携の促進			
□―17 協働事業数	市と市民において、まちづくりに関し、有機的な連携が図られている度合いを、市が市民と協働で行っている事業の数により測ります。	109 事業 (H23.4)	市民協働課
基本目標Ⅱ　家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらが両立できる環境の整備			
重点課題４　仕事と育児・介護等とを両立するための環境の整備			
(1)　市民の参画への支援			
□―18 心の教室相談員の人数	小中学生の悩みや生活上の諸問題へ対応する制度の整備・充実の度合いを、心の教室相談員の人数により測ります。	５人 (H22)	学校教育課
□―19 〔県教委〕スクールカウンセラー配置校	小中学生の悩みや生活上の諸問題へ対応する制度の整備・充実の度合いを、スクールカウンセラー配置校の数により測ります。	21 校 (H22)	学校教育課
□―20 〔県教委〕カウンセリング指導員配置校	小中学生の悩みや生活上の諸問題へ対応する制度の整備・充実の度合いを、カウンセリング指導員配置校の数により測ります。	５校 (H22)	学校教育課
□―21 〔県教委〕子どもと親の相談員配置校	小中学生の悩みや生活上の諸問題へ対応する制度の整備・充実の度合いを、子どもと親の相談員配置校の数により測ります。	３校 (H22)	学校教育課
□―22 〔県教委〕スクールソーシャルワーカー配置校	小中学生の悩みや生活上の諸問題へ対応する制度の整備・充実の度合いを、スクールソーシャルワーカー配置校の数により測ります。	３校 (H22)	学校教育課
□―23 年間超過勤務時間が 360 時間以上の市職員数	市職員における仕事と家庭生活との両立支援の効果を、年間超過勤務時間が 360 時間以上の市職員数により測ります。	63 人 (H22)	人事課

重点課題５　家庭・地域活動における男女の相互協力の推進			
・　男女の共同意識の促進			
□―24 夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合	男女の共同意識の促進度合いを、夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合により測ります。	92.8% (H22)	健康増進課
基本目標Ⅲ　男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備			
重点課題７　仕事の場における男女の共同参画の推進			
(1)　雇用の場における男女平等の視点の促進			
□―25 市保育職における男性職員人数	雇用の場における男女平等の視点がどのくらい促進されているかを、市保育職における男性職員人数により測ります。	３人 (H23.3)	人事課
□―26 市看護職における男性職員人数	雇用の場における男女平等の視点がどのくらい促進されているかを、市看護職における男性職員人数により測ります。	19 人 (H23.3)	人事課
□―27 市土木・建築等技術職における女性職員人数	雇用の場における男女平等の視点がどのくらい促進されているかを、市土木・建築等技術職における女性職員人数により測ります。	５人 (H23.3)	人事課
重点課題９　あらゆる暴力的行為や虐待の根絶			
(1)　配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の防止			
□―28 市男女平等推進センターＤＶ相談件数	男女平等推進センターのＤＶ相談件数により、ＤＶ問題の顕在化の状況を把握するとともに、相談体制の整備・充実の度合いを測ります。	延べ 1,157 件 (H22)	男女平等・共同参画課
(2)　子どもや高齢者等の虐待の防止			
□―29 児童虐待相談件数	児童虐待相談件数により、児童虐待問題の顕在化の状況を把握するとともに、相談体制の整備・充実の度合いを測ります。	延べ 118 件 (H22)	児童育成課
□―30 高齢者虐待相談件数	高齢者虐待相談件数により、高齢者虐待問題の顕在化の状況を把握するとともに、相談体制の整備・充実の度合いを測ります。	延べ 41 件 (H22)	高齢介護課
□―31 子供がいる暮らしが楽しいと感じる母親の割合	育児ストレスなどが児童虐待の要因となりうることから、３か月児健診時において、子供のいる暮らしが楽しいと感じる母親の割合を把握します。	93.2% (H22)	健康増進課

基本目標Ⅳ　男女の健康の確保			
重点課題 10　男女の生涯を通じた健康支援			
(1)　健康管理・保持増進のための支援			
□―32 特定健康診査の実施率	市民への啓発の取組など、健康管理・保持増進のための支援の効果を、特定健康診査の実施率により測ります。	47.8% (H22)	保険年金課 健康増進課
(2)　妊娠・出産に関する健康支援			
□―33 妊産婦医療費助成受給者数	市民への周知・ＰＲの取組など、妊娠・出産に関する健康支援の効果を、妊産婦医療費助成受給者数により測ります。	延べ 144 人 (H22)	児童育成課
□―34 不妊治療費助成交付件数	市民への周知・ＰＲの取組など、妊娠・出産に関する健康支援の効果を、不妊治療費助成交付件数により測ります。	延べ 168 件 (H22)	児童育成課
基本目標Ⅴ　計画の総合的な推進			
重点課題 11　プランの有機的な推進			
(1)　男女平等・共同参画の理解・促進			
□―35 センター登録活動団体数	男女平等推進センター登録活動団体数により、男女平等・共同参画の活動の活性化度合いを測ります。	51 団体 (H22)	男女平等・共同参画課